

志學館大学学則

目 次

- 第1章 総 則（第1条－第2条の2）
- 第2章 学部、学科、入学定員、収容定員、目的及び修業年限（第3条－第4条）
- 第3章 学年、学期、休業日及び授業期間（第5条－第8条）
- 第4章 教育研究実施組織等（第9条－第11条の3）
- 第5章 大学運営会議及び教授会（第13条－第18条）
- 第6章 教育課程及び履修等（第19条の2－第24条）
- 第7章 他の大学等における授業科目の履修等（第27条－第28条の2）
- 第8章 教育職員免許状（第30条）
- 第9章 入学、休学、復学、留学、退学、再入学、転学部、転学科、
編入学、転入学、転学及び除籍（第31条－第47条）
- 第10章 卒業及び学位の授与（第48条－第50条の3）
- 第11章 学 費（第51条－第53条）
- 第12章 賞 罰（第54条－第57条）
- 第13章 科目等履修生、研究生、聴講生、外国人留学生及び特別聴講学生
（第58条－第61条の2の2）
- 第13章の2 名誉教授（第61条の3）
- 第14章 図書館、センター及び公開講座（第62条－第63条）
- 第15章 学生寮及び厚生施設等（第64条－第65条の3）
- 第16章 雑 則（第66条）
- 附 則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本学は、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、学園の伝統を継承して、誠実な人から、豊かな教養、自主的・創造的な行動力を併せもつ有為な人間を育成し、もって文化の創造と社会の充実発展に寄与することを目的とする。

（点検及び評価）

第2条 本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等について自ら点検及び評価を行い、その結果及び次項に定める評価の結果を公表し、それらを踏まえて、教育研究活動等について継続的な見直しを行うことにより、その教育研究水準の向上に努める。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果に加え、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項の規定に基づき、本学の教育研究活動等について、別に定める期間ごとに、文部科

学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(情報の積極的な公開)

第2条の2 本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学部、学科、入学定員、収容定員、目的及び修業年限

(学部、学科、入学定員及び収容定員)

第3条 本学に設置する学部及び学科並びに入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
人間関係学部	心理臨床学科	130	3	526
	人間文化学科	70	2	284
法学部	法律学科	95	3	386
	法ビジネス学科	50	2	204
合 計		345	10	1,400

(人間関係学部の教育研究上の目的)

第3条の2 人間関係学部は、人間のこころと身体、人類の文化・社会について教授研究し、社会の要請にこたえることのできる人間の育成を目的とする。

(心理臨床学科の教育研究上の目的)

第3条の3 心理臨床学科は、心理学及び健康科学の分野について教授研究し、職業人として社会の様々な分野で活躍できる人間の育成を目的とする。

(人間文化学科の教育研究上の目的)

第3条の4 人間文化学科は、言語や文化に関わる諸領域について教授研究し、豊かな教養をもって社会の様々な分野で活躍できる人間の育成を目的とする。

(法学部の教育研究上の目的)

第3条の5 法学部は、法学及び関連分野に関する専門の学芸を教授研究し、現代社会に即応できる専門的知識・技能を備えた人間の育成を目的とする。

(法律学科の教育研究上の目的)

第3条の6 法律学科は、法学、政治学及び関連分野について教授研究し、法曹及び法実務の専門家(法律専門職・公務員等)として社会に貢献できる人間の育成を目的とする。

(法ビジネス学科の教育研究上の目的)

第3条の7 法ビジネス学科は、法学、経営学及び関連分野について教授研究し、法実務の専門家及び企業法務に精通した職業人として社会に貢献できる人間の育成を目的とする。

(副専攻)

第3条の7の2 本学に次の副専攻を置く。

(1) 日本語教員養成副専攻

2 副専攻に関する事項は、別に定める。

(大学院)

第3条の8 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、別に定める。

(修業年限及び最長在学期間)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、在学期間は8年を超えることはできない。

第3章 学年、学期、休業日及び授業期間

(学 年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を分けて、次の2期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(4) 春季休業 3月19日から4月2日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月28日まで

(6) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要があれば、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 教育上必要がある場合は、第1項の規定にかかわらず、休業日であっても、授業を行うことがある。

(授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、35週を原則とする。

2 第6条に定める各期に、15週の授業期間及び1週の試験期間を設けるものとする。

第4章 教育研究実施組織等

(教職員)

第9条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。

(学 長)

第10条 学長は、校務を掌り所属職員を統督する。

(副学長)

第10条の2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(事務局長)

第10条の3 事務局長は、学長の命を受けて事務局を統括する。

(学部長)

第11条 各学部に学部長を置き、教授をもって充てる。

2 学部長は学長を補佐し、学長の命を受けて当該学部の専属事項を掌理するとともに、所属職員を指導監督する。

(教育研究実施組織)

第11条の2 本学の目的並びに学部及び学科の教育研究上の目的を達成するため、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

2 教育研究活動を組織的かつ効果的に実施するため、委員会及び会議等(以下「委員会等」という。)を置き、適切な役割分担の下での職員の協働や組織的な連携を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にして運営するものとする。

3 各委員会等に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(組織的な研修等)

第11条の3 本学は、教育研究活動等を適切かつ効果的に運営するため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(次項に規定するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組みを実施する。

2 学生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第12条 削除

第5章 大学運営会議及び教授会

(大学運営会議)

第13条 本学に学長の諮問機関として大学運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

第14条 削除

第15条 削除

(教授会)

第16条 各学部に、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第17条 削除

(合同教授会)

第18条 学長は、全学に共通する事項について審議又は報告する必要がある場合は、合同教授会を開催することができる。

2 合同教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第19条 削除

第6章 教育課程及び履修等

(学位授与の方針及び教育課程の編成方針)

第19条の2 本学は、大学の目的並びに学部及び学科の教育研究上の目的を達成するため、学位授与の方針及び教育課程の編成方針を定め、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 前項の学位授与の方針及び教育課程の編成方針は、別に定める。

(教育課程)

第20条 本学の教育課程の授業科目を分けて、共通教育科目及び専門教育科目とする。

2 共通教育科目は、導入科目、教養科目、キャリア形成科目及び外国語科目で編成する。

3 第1項の授業科目のほか、本学の教育目標を達成するため、教職専門科目、日本語教員養成副専攻科目、特別講座科目及び自由履修科目を設ける。

4 外国人留学生の教育について必要のあるときは、日本語に関する科目及び日本事情に関する科目を開設することができる。

5 前4項に定める各科目の授業科目名及び単位数並びに履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(授業の実施)

第20条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 授業は、当該授業科目を担当する教員が行うものとする。ただし、当該教員以外の教員、学外者で実務経験を有する者等、学生その他の者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

5 前項ただし書きに定める指導補助者(教員を除く。)に対しては、必要な研修を行うものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第20条の3 授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定は、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって客観的かつ適切に行うものとする。

(履修方法)

第21条 学生は、前条に定める教育課程に従い、各年次に配当された授業科目を履修するものとする。

(履修科目の登録の制限)

第21条の2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、別に定めるところにより、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

2 前項の規定にかかわらず、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、別に定めるところにより、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第21条の3 学生は、各学部の定めるところにより、他学部の授業科目を履修することができる。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 学費を納めない者は、前項の単位の授与を保留する。

(単位数の基準)

第23条 各授業科目は、1単位につき45時間の学修を必要とする内容をもって構成されることを標準とし、15時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上又は法令上の必要があるときは、1単位を授与するために必要な授業時間数を、15時間から45時間までの範囲内で、別に定めることができる。

(試験)

第24条 授業科目試験は、学期末に行う。ただし、授業科目担当者は、必要に応じて試験を行うことができる。

2 試験は、筆答、提出物の評価、口頭試問及び実技審査等のいずれかにより又はそれらの組み合わせのほか、適切な方法により行う。

3 試験の成績は、秀、優、良、可、不可の評語をもって表示し、秀、優、良、可を合格とする。

第25条 削除

第26条 削除

第26条の2 削除

第7章 他の大学等における授業科目の履修等

(他の大学等における授業科目の履修)

第27条 学長は、教育上有益と認めるときは、本学と他の大学又は短期大学等（外国の大学及び短期大学等を含む。）との協定に基づき、本学学生に当該他の大学等の授業科目を履修させ、当該他の大学又は短期大学等における学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学

が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

- 3 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 4 前3項により、修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。
- 5 他の大学等における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学及び短期大学を含む。)において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第27条第1項、第2項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第28条の2 学長は、学生が、職業を有している等の事情により、第4条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり教育課程を計画的に履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある(以下当該学生を「長期履修学生」という)。

- 2 長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

第29条 削除

第8章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第30条 本学において取得できる教育職員免許状は、次のとおりである。

学 部	学 科	取得できる教育職員免許状
人間関係学部	心理臨床学科	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 養護教諭一種免許状
	人間文化学科	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語) 中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)
法学部	法律学科	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)

- 2 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則に基づく科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第9章 入学、休学、復学、留学、退学、再入学、転学部、転学科、
編入学、転入学、転学及び除籍

(入学の時期)

第31条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学、編入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第32条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

(学生募集と入学者受入れの方針)

第32条の2 本学は、その教育上の目的を踏まえて、入学者受入れの方針を定めて、学生募集を行うものとする。

- 2 前項の入学者受入れの方針は、別に定める。

(入学志願手続)

第33条 本学に入学を志願する者は、所定の入学願書に検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

- 2 出願手続きは、その都度公示する。

- 3 検定料は、別に定める。

(入学者選抜)

第34条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、公正かつ適切な方法と体制

により選抜を行う。

(入学手続及び入学許可)

第35条 前条の選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の誓約書及び在学保証書を提出するとともに、所定の入学金等を納入しなければならない。

2 保証人は、学生の父母又はこれに準ずる成年者とする。

3 保証人は、学則第52条に定める入学金及び第51条第1項に定める学費の範囲内で学生と連帯して責任を負うものとする。

4 学長は、第1項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学)

第36条 病気その他止むを得ない事由により、3か月以上修学できない者は、保証人連署のうえ、休学を願い出ることができる。ただし、病気の場合は医師の診断書、その他の場合は詳細な理由書を添えなければならない。

2 休学の期間は、当該学期の終期までとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、許可を得て、さらに休学することができる。ただし、連続する休学の期間は2年を超えることができない。

4 休学期間は、在籍中を通じて、4年を超えることができない。

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

(休学期間中の復学)

第37条 前条の規定により休学した者が休学期間中にその理由が消滅したときは、保証人連署のうえ願い出て、許可を得て復学することができる。この場合において、病気により休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

(留学)

第38条 本学と協定を締結した外国の大学又は短期大学に留学することを希望する者がいるときは、これを許可することができる。

2 前項の規定による留学の期間は2年以内とし、留学した期間は在学期間に算入することができる。

(退学)

第39条 病気その他止むを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ願い出て、許可を得なければならない。

2 本学に2年以上在学し、62単位以上を修得して退学する者に対しては、「第二年次修了証書」を退学時に授与することができる。

(再入学)

第40条 前条第1項の規定により退学を許可された者で、再入学を志願する者がいるときは、選考のうえ、これを許可することができる。

2 第47条第1項第2号の規定により除籍された日から1ヶ月を超えた後、再入学を志願する者がいるときは、これを許可することができる。

(転学部、転学科)

第41条 転学部、転学科を希望する者がいるときは、選考の上、これを許可することができ

る。

(編入学)

第42条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、選抜のうえ、これを許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (4) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者

(転入学)

第43条 他の大学に1年以上在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、選抜のうえ、これを許可することができる。

(その他)

第44条 再入学、編入学及び転入学並びに転学部及び転学科に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の在学期間等の認定)

第45条 第40条、第42条及び第43条の規定により入学を許可された者については、入学以前に在籍した大学等における在学期間及び修得単位数の全部又は一部を、本学の在学期間及び修得単位数に算入することができる。

(転学)

第46条 本学から他の大学に転出しようとする者は、その事由を付して願い出て、許可を得なければならない。

(除籍)

第47条 次の各号の一に該当する者は、学長は、これを除籍するものとする。

- (1) 第4条に定める最長の在学期間を超えた者
- (2) 正当な事由なく学費の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- (3) 死亡した者

2 前項第2号に該当して除籍された者が復籍を希望するときは、除籍された日から1ヶ月以内に限りこれを認める。

第10章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第48条 本学に4年以上在学し、別に定める履修方法により124単位以上を修得した者を卒業と認め、卒業証書を授与する。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第20条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(卒業)

第49条 前条に定める単位を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

(学位)

第50条 本学の学部を卒業した者には、学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

(学修証明書の交付)

第50条の2 文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生又は科目等履修生を対象とした体系的に開設された授業科目を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

(特別の課程に係る履修証明書の交付)

第50条の3 文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第11章 学 費

(学 費)

第51条 本学が徴収する学費は、次のとおりとする。

(1) 授 業 料 年額 654,000 円

(2) 教育充実費 年額 301,000 円

2 前項の規定にかかわらず、第4条に定める修業年限（第28条の2に定める長期履修学生の場合は、当該学生について認められた修業年限とする。）を超えて在籍する者のうち、学年の始めにおいて、卒業に必要な単位数のうち未修得単位数が10単位以内の者が10単位まで履修登録する場合の学費は、次のとおりとする。ただし、定められた期日までに履修登録が完了しない者については、前項の学費を適用する。

(1) 授 業 料 1単位 20,000 円

(2) 教育充実費 各期 100,000 円

3 第1項の学費は、原則として前期及び後期にそれぞれ年額の半分の額を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、第2項の学生にあっては、授業料は1単位あたりの額に学期ごとの登録単位数を乗じた額を、また、教育充実費は各期の額を所定の期日までに納入しなければならない。

4 休学を許可された者の休学期間中の学費については、免除する。

5 第38条に基づく留学を許可された者の留学期間中の学費については、2分の1を減額する。

6 その他、学費納入に関し必要な事項は、別に定める。

(学費未納者の取扱い)

第51条の2 学長は、学生が学費を指定の期間に納入しない場合は、各種証明書の交付を停止するとともに、単位の認定を保留し、更に督促してもなお納付しないときは、除籍するものと

する。

2 前項の実施について必要な事項は、別に定める。

(入学金)

第52条 第51条に定める学費のほか、入学の際、入学金 150,000 円を徴収する。

(納付金の不返還)

第53条 納入した学費及び入学金は、返還しない。ただし、別に定めのあるものについては、この限りでない。

第12章 賞 罰

(褒 賞)

第54条 本学の学生で、特に他の模範となる者に対しては、学長は、運営会議の意見を聴いて、褒賞することができる。

(懲 戒)

第55条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対しては、学長は、教授会の意見を聴いて、退学、停学又は訓戒の処分を行うことができる。

(退学処分)

第56条 退学の処分は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(停学期間の不算入)

第57条 停学の期間が3か月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

第13章 科目等履修生、研究生、聴講生、外国人留学生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

第58条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の一部について履修を希望する者がある場合、本学の教育に支障がないと認められるときは、選考のうえ、科目等履修生として受入れを許可することができる。

(研究生)

第59条 本学の学生以外の者で、本学において特定の課題について研究することを希望する者がある場合、本学の教育に支障がないと認められるときは、選考のうえ、研究生として受入れを許可することができる。

(聴講生)

第60条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の一部について聴講を希望する者がある場合、本学の教育に支障がないと認められるときは、選考のうえ、聴講生として受入れを許可す

ることができる。

(外国人留学生)

第61条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に留学を志願又は希望する者がある場合、選考のうえ、外国人留学生として入学又は受入れを許可することができる。

(特別聴講学生)

第61条の2 学長は、本学の教育に支障がないと認められるときは、他の大学又は短期大学等(外国における大学及び短期大学等を含む。)との協定に基づき、当該他の大学又は短期大学等の学生を、特別聴講学生として、本学の授業科目を履修させることができる。

第61条の2の2 科目等履修生、研究生、聴講生、外国人留学生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

第13章の2 名誉教授

(名誉教授)

第61条の3 本学に、学長又は教授として勤務した者で、教育上又は学術上特に功績のあった者に対して、名誉教授の称号を授与することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 図書館、センター及び公開講座

(図書館)

第62条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(センター)

第62条の2 本学に、学生に対する修学、進路選択、心身の健康に関する指導及び援助等、学生及び職員への情報基盤の提供並びに本学以外の者との連携を組織的に行うため、次の各号に掲げるセンターを置く。

- (1) 社会連携センター
- (2) 心理相談センター
- (3) 発達支援センター
- (4) 情報基盤センター
- (5) 学生支援センター
- (6) 高大接続教育センター
- (7) 教職センター
- (8) 保健センター
- (9) 進路支援センター
- (10) 資格センター

- 2 各センターに関する規程は、それぞれ別に定める。
- 3 第1項第2号及び第3号のセンターは大学院に置く。

(公開講座)

第63条 生涯教育及び地域の文化向上に資するため、本学に公開講座を設けることがある。

第15章 学生寮及び厚生施設等

(学生寮)

第64条 遠隔の地から入学する者のために、本学に学生寮を設けることがある。

- 2 学生寮に関する規程は、別に定める。

(厚生施設)

第65条 厚生施設として、本学に福利厚生会館を設ける。

- 2 福利厚生会館に関し必要な事項は、別に定める。

第65条の2 削除

(本学学生以外の者の施設利用)

第65条の3 本学の施設は、本学の教育に支障がないと認められるときは、本学の学生以外の者の教育等のための利用に供することができるものとする。

第16章 雑 則

第65条の4 削除

(規程等への委任)

第66条 本学則を実施するにあたり、必要な細目は、別に規程等に定める。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別表第1から第4までに掲げる授業科目について、当該授業科目を履修し、その試験に合格して所定の単位を与えられた者については、当該単位は、改正後の別表第1から第5までに掲げる相当授業科目について与えられたものとみなす。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、高等学校1種免許状（公民）については、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

2 鹿児島女子大学文学部の英文学科は、改正後の学則第3条第2項の規定にかかわらず、平成4年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

2 第27条第1項の検定料及び第42条第1項の学費は、平成7年度入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 第42条第1項及び第2項の学費及び学費の改訂並びに第43条第1項の入学金は、平成8年度入学者から適用する。

3 平成7年度以前に入学した者の学費は、なお従前の額とする。

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 第27条第1項の検定料、第42条第1項の学費及び第43条の入学金は、平成9年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した者の第48条（卒業の要件）及び第51条第1項（学費）の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した者の、第3条第2項及び第20条第4項（教育課程）の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した者の第20条第4項（教育課程）の適用については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 文学部の国文学科、英語英文学科及び人間関係学科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 文学部の国文学科、英語英文学科及び人間関係学科に在学する学生が取得できる教育職員免許状は、第30条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度から平成19年度までの収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		平成17年度	平成18年度	平成19年度
人間関係学部	心理臨床学科	480	480	480
	人間文化学科	320	320	320
法学部	法律学科	750	700	650
合 計		1,550	1,500	1,450

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第51条の2の規定は、平成18年

3月31日に第1学年及び第2学年に在籍する学生にあつては平成19年4月1日から、第3学年に在籍する学生にあつては平成18年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年7月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在籍する者については、改正後の第24条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 平成19年度編入学者及び2年次又は3年次転入学者、平成20年度編入学者及び3年次転入学者については、改正後の第24条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度から平成22年度までの収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
人間関係学部	心理臨床学科	480	480	480
	人間文化学科	320	320	320
法学部	法律学科	510	420	330
	法ビジネス学科	90	180	270
合 計		1,400	1,400	1,400

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項並びに第42条第3号及び第4号の規定は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 平成21年度から平成23年度までの収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
人間関係学部	心理臨床学科	483 (3)	486 (6)	486 (6)
	人間文化学科	292 (2)	264 (4)	234 (4)
法学部	法律学科	423 (3)	336 (6)	246 (6)
	法ビジネス学科	160 (0)	232 (2)	304 (4)
合 計		1,358 (8)	1,318 (18)	1,270 (20)

備考 表中 () 書は、3年次編入学分で内数である。

附 則

この学則は、平成22年5月25日から施行し、第62条の6の規定については平成21年4月1日から、第9条、第10条の2、第14条及び第15条の規定については平成22年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第51条第1項及び第52条の規定は平成22年度入学者から、第62条の4の規定は平成22年10月1日から、第62条の7の規定は平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度から平成26年度までの収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
人間関係学部	心理臨床学科	486	486	486
	人間文化学科	204	204	204
法学部	法律学科	256	266	276
	法ビジネス学科	274	264	254
合 計		1,220	1,220	1,220

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度から平成31年度までの収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
人間関係学部	心理臨床学科	496	506	516
	人間文化学科	204	204	204
法学部	法律学科	286	286	286
	法ビジネス学科	244	244	244

合 計	1, 2 3 0	1, 2 4 0	1, 2 5 0
-----	----------	----------	----------

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度から令和4年度までの収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
人間関係学部	心理臨床学科	5 2 6	5 2 6	5 2 6
	人間文化学科	2 2 4	2 4 4	2 6 4
法学部	法律学科	3 1 1	3 3 6	3 6 1
	法ビジネス学科	2 3 4	2 2 4	2 1 4
合 計		1, 2 9 5	1, 3 3 0	1, 3 6 5

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 この学則の施行日前に入学した者の第51条第1項（学費）の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 第20条第2項（教育課程）については、令和6年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した者の第51条第1項（学費）の適用については、なお従前の例による。

志學館大学履修規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 志學館大学（以下「本学」という。）において、卒業資格を得るための履修等については、本学学則の定め及びこの規程の定めるところによる。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、当該事項に係る学部教授会がその都度決めるものとする。

第2章 教育課程

(授業科目名及び単位数等)

第2条 学則第20条第5項に基づく授業科目名及び単位数等は、別表のとおりとする。

2 学則第23条第2項に基づき、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、博物館実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

第3章 卒業の要件

(修得すべき単位数)

第3条 学生が卒業資格を得るためには、学部ごとに定める次の区分の科目の単位を修得し、修得単位数の合計が124単位以上でなければならない。

人間関係学部

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 共通教育科目 | 計46単位以上 |
| (2) 専門教育科目 | 計60単位以上 |
| (3) 別に定める他学部・他学科専門教育科目等 | |

法学部

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 共通教育科目 | 計34単位以上 |
| (2) 専門教育科目 | 計72単位以上 |
| (3) 別に定める他学部専門教育科目等 | |

2 前項の科目の履修方法は、別表に定めるところによる。

3 外国人留学生にあつては、教養科目のうち8単位までを日本事情に関する科目の修得単位で、また、外国語科目のうち8単位までを日本語に関する科目の修得単位で代えることができる。

(他大学等における授業科目の履修及び入学前の既修得単位の認定等)

第3条の2 学則第27条に規定する「他の大学等における授業科目の履修」及び第28条に規定する「入学前の既修得単位」に基づく単位の認定を希望する者は、それぞれ所定の手続きをとるものとする。

2 学則第27条第3項及び第28条第2項に規定する「文部科学大臣が別に定める学修」に該当する大学以外の教育施設等で行われた技能・資格等に係る学修については、教育上有益であり、かつ大学教育の水準に相当すると認められる場合に、別に定めるところにより、単位の認定を行う。

3 前項による単位の認定は、学則第27条及び第28条に規定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(必修科目)

第4条 学生が必修科目の単位を修得しないときは、卒業の認定を受けることができない。

第4章 受講

(時間割及び担当者)

第5条 開設する授業科目の時間割及び担当者は、学年の初めに公示するものとする。

(履修登録)

第6条 学生は、学年又は学期の初めに、その学年又は学期に履修しようとする授業科目について、定められた履修登録手続をしなければならない。ただし、その他の時期に履修登録を受け付ける科目の場合は、この限りではない。

2 前項の履修登録は、所定の期間に取り消すことができる。

3 第1項の履修登録を行っていない授業科目は、その単位の認定を受けることができない。

第7条 削除

(履修登録の上限)

第7条の2 各学期に履修登録できる授業科目の単位数は、原則として24単位を上限とする。ただし、スポーツ&エクササイズ、集中講義科目、放送大学科目並びに卒業要件に算入されない授業科目は、制限の対象としない。

2 成績優秀者の場合、次に掲げる各号の範囲内で、前項の上限を緩和する。

(1) 標準修得単位数を取得し、通算のGPAが3.5以上の者 6単位(3科目)

(2) 標準修得単位数を取得し、通算のGPAが3.3以上3.5未満の者 4単位(2科目)

(受講制限)

第8条 各授業科目は、その内容又は教室の都合等により、受講資格を限定し、又は受講人数を制限することがある。

(重複受講の禁止)

第9条 学生は、同一時間内の授業科目を重複して受講することはできない。

(休講及び補講)

第10条 授業科目担当者が授業を休講するときは、緊急止むを得ないときを除き、あらかじめ公示するものとする。

2 休講した授業は、その学期内で補講することを原則とする。

第5章 試験

(日程の公示)

第11条 定期試験の日程は、試験開始期日の1週間前までに公示するものとする。

(受験資格)

第12条 授業科目の受講時数が全授業時数の3分の2に満たない者は、当該授業科目の試験を受けることができない。

(学生証の提示)

第13条 試験を受けるときは、学生証を机上に提示しなければならない。

(遅刻)

第14条 試験開始時刻から20分以上遅刻した学生は、当該試験を受けることができない。

(不正行為に対する措置)

第15条 試験の際、不正行為の事実が認められたときは、当該試験科目は無効とする。

2 不正行為の程度が著しいときは、当該学生の所属する教授会は、試験監督者の報告により、当該学期の全登録科目の無効を決定することができる。

(成績評価の基準)

第16条 成績の評価は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 秀 90点以上～100点
- (2) 優 80点以上～90点未満
- (3) 良 70点以上～80点未満
- (4) 可 60点以上～70点未満
- (5) 不可 60点未満

2 学生指導の必要があるときは、成績の表示については点数を付記するものとする。

(単位修得の確認)

第17条 各学生が修得した単位は、次学期の初めに学務課から交付される成績表により通知するものとする。

(追試験)

第18条 病気等止むを得ない事由で試験を受けることができなかった学生は、追試験を受けることができる。

2 追試験を受けようとする学生は、所定の「追試験受験願」に、試験を受けなかった事由を証する書面(医師の診断書等)を添えて学務課に提出しなければならない。

3 追試験は、当該年度内に行うものとする。

(再試験)

第19条 卒業が見込まれている学期の末に卒業要件に算入される授業科目について118単位以上を修得していることが確定している場合、試験等の結果、不合格となった授業科目については、当該学期末に再試験を受けることができる。ただし、第12条に基づき受験資格がない授業科目、実習科目及び「卒業研究Ⅲ(卒業論文)」については、この限りではない。

2 前項の再試験の対象となる授業科目は、当該学期又はその直前の学期に履修登録し、かつ、卒業要件に算入されるものに限る。

3 再試験を受けようとする学生は、所定の「再試験受験願」に受験料を添えて学務課に提出しなければならない。

- 4 受験料は、1 授業科目につき 1, 0 0 0 円とする。
- 5 再試験による成績の評価は、6 0 点を超えることができない。

第 2 0 条 削除

第 6 章 卒業研究

(卒業論文題目の提出期限)

第 2 1 条 「卒業研究Ⅱ」を履修している学生は、当該学期の 5 月末日（当日が休業日のときは、その後の最初の授業日。指定された期日の日が休業の場合は、以下同じ。）までに、指導教員の承認を得て、「卒業論文題目届」を学務課に提出しなければならない。ただし、交流協定に基づく派遣学生については、この限りでない。

- 2 「卒業研究Ⅲ（卒業論文）」を履修している学生が、前項により提出した卒業論文題目を変更しようとするときは、1 1 月末日までに、指導教員の承認を得て、「卒業論文題目変更届」を学務課に提出しなければならない。

(卒業論文の提出期限)

第 2 2 条 「卒業研究Ⅲ（卒業論文）」を履修している学生は、最終学年の 1 月 1 6 日午後 4 時 3 0 分までに、卒業論文を学務課に提出しなければならない。

(卒業研究の試験)

第 2 3 条 「卒業研究Ⅲ（卒業論文）」の試験は、卒業論文及び口頭試問により行う。

第 2 4 条 削除

(卒業延期者の取扱い)

第 2 5 条 学生が 9 月に卒業を希望する場合、第 2 1 条第 1 項の 5 月は 1 1 月と、第 2 1 条第 2 項の 1 1 月は 5 月と、第 2 2 条の 1 月は 7 月と読み替えることができる。

第 2 6 条 削除

第 7 章 公欠及び忌引

(公 欠)

第 2 7 条 学生が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、原則として公欠として取扱うものとする。ただし、公欠とすることが不適切と授業科目担当者が判断する事由がある場合は、この限りではない。

- (1) 学長の指示又は許可により、学内及び学外で行われる行事、式典等に出席するとき。
- (2) 伝染病の予防に係る措置を受けたとき。
- (3) 天災、交通機関の途絶遅延等のとき。
- (4) 教育実習等の学外における教育活動へ参加するとき。
- (5) 本学が認定したサークルが、本学を代表して公的な大会等へ出場するとき。
- (6) 就職試験日（試験に連動する会社説明会を含む。）
- (7) 地域や社会に貢献する各種活動のうち、学長が認めたもの。
- (8) その他学長がやむを得ないと認めたとき。

- 2 公欠としての取扱いを希望する学生は、所定の手続きをとるものとする。
- 3 公欠の時数は、第12条に規定する全授業時数からこれを控除するものとする。ただし、控除できる時数の合計は全授業時数の5分の1を超えることはできない。

(忌引)

第28条 忌引のときは、所定の「忌引届」を授業科目担当者に提出しなければならない。

- 2 忌引の日数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 配偶者 | 10日 |
| (2) 子 | 10日 |
| (3) 父母 | 7日(姻族3日) |
| (4) 祖父母及び兄弟姉妹 | 3日(姻族1日) |
| (5) 伯叔父母 | 1日 |

- 3 忌引の時数は、第12条に規定する全授業時数からこれを控除するものとする。

附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成11年6月2日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 法学部学生にあつては、第3条の規定は、平成13年度以前の入学者にも適用するものとする。
- 3 平成14年4月1日施行前の学則の別表に基づき修得した授業科目の単位は、なおその効力を有するものとする。

附則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 文学部の国文学科、英語英文学科及び人間関係学科の学生にあつては、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年6月29日から施行する。

附則

この規程は、平成18年5月31日から施行する。

附 則

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 平成19年3月31日に在籍する者については、改正後の第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成19年度編入学者及び2年次又は3年次転入学者、平成20年度編入学者及び3年次転入学者については、改正後の第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成19年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 平成20年3月31日に在籍する者については、改正後の別表第2専門教育課程表（人間関係学部／心理臨床学科、人間文化学科）にかかわらず、なお従前の例による。
- 法学部の平成17年度入学者は、改正後の別表第2専門教育課程表（法学部／法律学科）「専門演習Ⅱ」の履修方法については、なお従前の例による。
- 平成20年3月31日に在籍する者のうち、改正前の別表第2専門教育課程表（法学部／法律学科）の授業科目を既に修得している場合は、次のとおり改正後の別表第2専門教育課程表（法学部／法律学科）の授業科目を修得したものとみなす。

既に修得した 授業科目及び単位		修得したものとみなす 授業科目及び単位		既に修得した 授業科目及び単位		修得したものとみなす 授業科目及び単位	
授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
実定法入門	2	法学入門	2	民事訴訟法	4	民事訴訟法Ⅰ	2
裁判法	2	裁判法入門（司法制度基礎）	2			民事訴訟法Ⅱ	2
基礎演習	4	法律学基礎演習	4	民事執行法	4	民事執行法Ⅰ	2
社会情報処理演習	2	リーガルリサーチ	2			民事執行法Ⅱ	2
演習Ⅰ	4	専門演習Ⅰ	4	刑法Ⅰ	4	刑法総論Ⅰ	2
演習Ⅱ	4	専門演習Ⅱ	4			刑法総論Ⅱ	2
憲法	4	憲法Ⅰ	2	刑法Ⅱ	4	刑法各論Ⅰ	2
		憲法Ⅱ	2			刑法各論Ⅱ	2
民法Ⅰ	4	民法総則Ⅰ	2	刑事訴訟法	4	刑事訴訟法Ⅰ	2
		民法総則Ⅱ	2			刑事訴訟法Ⅱ	2
民法Ⅱ	4	物権法Ⅰ（総論）	2	国際法Ⅰ	4	国際法Ⅰ	2
		物権法Ⅱ（担保物権）	2			国際法Ⅱ	2
民法Ⅲ	4	債権法総論Ⅰ	2	国際法Ⅱ	4	国際法Ⅲ	2
		債権法総論Ⅱ	2			国際法Ⅳ	2
民法Ⅳ	4	債権法各論Ⅰ	2	法哲学	4	法哲学Ⅰ	2
		債権法各論Ⅱ	2			法哲学Ⅱ	2
民法Ⅴ	4	家族法Ⅰ（親族）	2	国際関係論	4	国際関係論Ⅰ	2
		家族法Ⅱ（相続）	2			国際関係論Ⅱ	2
商法Ⅱ	4	会社法Ⅰ	2	金融論	4	金融論Ⅰ	2
		会社法Ⅱ	2			金融論Ⅱ	2
商法Ⅲ	4	手形小切手法Ⅰ	2	税法 Ⅰ又はⅡ	2	税法	2
		手形小切手法Ⅱ	2				
商法Ⅳ	4	商取引法	2	知的財産法 Ⅰ又はⅡ	2	知的財産法	2
		海商法	2				
不動産登記法 Ⅰ又はⅡ	4	登記法Ⅰ	2	環境法 Ⅰ又はⅡ	2	環境法	2
		登記法Ⅱ	2				

附 則

- 1 この規程は、平成21年1月28日から施行する。
- 2 法学部の平成16年度以前の入学者は、平成20年4月1日改正の別表第2専門教育課程表（法学部／法律学科）「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」の履修方法については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。ただし、法学部法律学科及び法ビジネス学科における科目区分名の変更及び科目の分割等に伴う履修方法の変更は、法学部が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年2月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在籍する者で、既に「総合教養講座」を履修している者は、「総合教養講座Ⅰ」を履修することができない。
- 3 平成25年3月31日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年6月26日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成24年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。ただし、特に定める科目については、この表を適用することができる。附 則
- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。ただし、特に定める科目については、この表を適用することができる。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

(別表) 志學館大学教育課程表

卒業に必要な共通教育科目の単位数

1 人間関係学部の学生は、別表1-1に掲げる共通教育科目から46単位以上を、次の区分に従い修得しなければならない。

(1) 導入科目 6単位

必修科目(学問へのステップⅠ・学問へのステップⅡ・情報技術演習) 6単位

(2) 教養科目 20単位

第1群から6単位、第2群から6単位、第3群から6単位、第4群から2単位

(3) キャリア形成科目 2単位

(4) 外国語科目 8単位

外国語科目から8単位。ただし、2言語を履修する場合は、1言語につき4単位を修得すること。

(5) 教養科目・キャリア形成科目・外国語科目から10単位

((2)~(4)で修得した科目は除く)

2 法学部の学生は、別表1-1に掲げる共通教育科目から34単位以上を、次の区分に従い修得しなければならない。

(1) 導入科目 6単位

必修科目(学問へのステップⅠ・学問へのステップⅡ・情報技術演習) 6単位

(2) 教養科目 8単位

第1群から2単位、第2群から2単位、第3群から2単位、第4群から2単位

(3) キャリア形成科目 2単位

(4) 外国語科目 8単位

外国語科目から8単位。ただし、2言語を履修する場合は、1言語につき4単位を修得すること。

(5) 教養科目・キャリア形成科目・外国語科目から10単位

((2)~(4)で修得した科目は除く)

3 外国語科目は、第一言語(母語)以外の言語で修得すること。

卒業に必要な外国人留学生特別科目の単位数

1 外国人留学生は、別表1-2に掲げる16単位(8科目)を、修得しなければならない。

2 外国人留学生は、別表1-2に掲げる日本事情Ⅰ~Ⅳの科目の修得単位で、教養科目の単位に代えることができる。

3 外国人留学生は、別表1-2に掲げる日本語Ⅰ~Ⅳの科目の修得単位で、外国語科目の単位に代えることができる。

4 日本語を第一言語(母語)とする学生は、別表1-2に掲げる科目を受講することはできない。

別表第1-1 共通教育科目表

区分	授業科目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考
導入科目	学問へのステップⅠ	2	演習	2		1	
	学問へのステップⅡ	2	演習	2		1	
	情報技術演習	2	演習	2		1	
	小計			6			

区分	群	授業科目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考
教養科目	教養基礎科目群	持続可能な開発 (SDGs)	2	講義		2	1	
		Society5.0と情報	2	講義		2	1	
		ファイナンシャル・リテラシー	2	講義		2	1	
		文系学生のためのDX入門	2	講義		2	1	
		教養としての日本近現代史	2	講義		2	1	
		教養としての政治経済	2	講義		2	1	
		スポーツ&エクササイズ	1	実技		1	1	
	第1群 (思想と歴史・文化の諸相)	哲学	2	講義		2	1	
		現代の倫理	2	講義		2	1	
		人間らしさを考える	2	講義		2	1	
		日本の歴史	2	講義		2	1	
		アジアの歴史	2	講義		2	1	
		中国の文化	2	講義		2	1	
		ヨーロッパの歴史	2	講義		2	1	
		ことばの科学	2	講義		2	1	
		日本の文学	2	講義		2	1	
		日本の古典文学	2	講義		2	1	
		世界文学への招待	2	講義		2	1	
		異文化コミュニケーション	2	講義		2	1	
		隼人学	2	講義		2	1	
	恋愛論	2	講義		2	1		
	韓国の言語と文化	2	演習		2	1		
	読書と豊かな人間性	2	講義		2	1		
	第2群 (社会と人間の諸相)	現代社会の病理	2	講義		2	1	
		日本国憲法	2	講義		2	1	
		現代社会と法	2	講義		2	1	
		現代社会と政治	2	講義		2	1	
		現代社会と経済	2	講義		2	1	
		現代の世界と歴史	2	講義		2	1	
		生涯教育	2	講義		2	1	
高齢者と社会		2	講義		2	1		
障害者と福祉		2	講義		2	1		
市民自治の知識と実践		2	講義		2	1		
現代社会とジェンダー		2	講義		2	1		
生と死		2	講義		2	1		
税のしくみ		2	講義		2	1		
新聞で読み解く現代		2	講義		2	1		
地域づくり論		2	講義		2	1		
ボランティア企画実習	2	実習		2	2			
まちづくり企画実習	2	実習・演習		2	2			

区分	群	授 業 科 目	単 位 数	授 業 形 態	必 修	選 択	配 当 年 次	備 考
教養科目	第3群 の諸相 （生命と環境・資源利用）	科学史	2	講義		2	1	
		人間と進化	2	講義		2	1	
		脳の科学	2	講義		2	1	
		こころの世界	2	講義		2	1	
		こころの健康	2	講義		2	1	
		生物の多様性	2	講義		2	1	
		自然環境のしくみ	2	講義		2	1	
		フィールドで学ぶ環境科学	2	講義・実習		2	1	
		食料問題と持続的開発	2	講義		2	1	
		エネルギー資源利用の未来	2	講義		2	1	
	スポーツと現代社会	2	講義・演習		2	1		
	第4群 の諸相 （数理・情報・環境）	文系学生のための数学の世界	2	講義		2	1	
		確率と統計の基礎	2	講義		2	1	
		情報技術演習Ⅱ	2	演習		2	1	
		情報技術応用演習	2	演習		2	1	
		情報技術論	2	講義		2	1	
		映像音声編集入門	2	演習		2	2	
		プログラミングⅠ	2	演習		2	2	
		プログラミングⅡ	2	演習		2	2	
小計						117		

区分	授 業 科 目	単 位 数	授 業 形 態	必 修	選 択	配 当 年 次	備 考
キャリア形成科目	キャリア開発入門	2	講義		2	1	
	キャリア概論（かごしま学）	2	講義		2	2	
	キャリアデザイン	2	講義		2	2	
	キャリア開発演習	2	講義・演習		2	2	
	インターンシップ	2	実習・演習		2	2	
	インターンシップ（長期）	2	実習・演習		2	2	
	小計					12	

区分	授 業 科 目	単 位 数	授 業 形 態	必 修	選 択	配 当 年 次	備 考
外国語科目	英語 I	2	演習		2	1	
	英語 II	2	演習		2	1	
	英語 A (TOEIC I)	2	演習		2	2	
	英語 B (TOEIC II)	2	演習		2	2	
	英語 C (ビジネス英語 I)	2	演習		2	2	
	英語 D (ビジネス英語 II)	2	演習		2	2	
	ドイツ語 I	2	演習		2	1	
	ドイツ語 II	2	演習		2	1	
	ドイツ語 III	2	演習		2	2	
	ドイツ語 IV	2	演習		2	2	
	フランス語 I	2	演習		2	1	
	フランス語 II	2	演習		2	1	
	フランス語 III	2	演習		2	2	
	フランス語 IV	2	演習		2	2	
	中国語 I	2	演習		2	1	
	中国語 II	2	演習		2	1	
	中国語 III	2	演習		2	2	
	中国語 IV	2	演習		2	2	
	韓国語 I	2	演習		2	1	
	韓国語 II	2	演習		2	1	
	韓国語 III	2	演習		2	2	
	韓国語 IV	2	演習		2	2	
		小計				44	

別表第 1 - 2 外国人留学生特別科目表

授 業 科 目	単 位 数	授 業 形 態	必 修	選 択	配 当 年 次	備 考
日本事情 I	2	演習	2		1	
日本事情 II	2	演習	2		1	
日本事情 III	2	演習	2		2	
日本事情 IV	2	演習	2		2	
日本語 I	2	演習	2		1	
日本語 II	2	演習	2		1	
日本語 III	2	演習	2		2	
日本語 IV	2	演習	2		2	
小計			16			

卒業に必要な単位数（心理臨床学科）
 <心理臨床実践コース、社会産業心理コース、学校教育心理コース>

卒業には、以下の第1～3項に掲げる単位数の合計が、124単位以上であることが要件である。なお、第1項及び第2項の単位数の合計が124単位以上である場合は、第3項の単位がなくてもよい。

- 1 共通教育科目 別表第1「共通教育科目表」に掲げる科目から46単位以上（下表1 共通教育科目参照）
- 2 専門教育科目 別表第2-1-1「専門教育科目表 人間関係学部心理臨床学科」に掲げる科目から、次の区分の単位数を含む60単位以上（下表2 専門教育科目参照）
 - (1) 学科基礎科目 10単位
 - 必修科目（心理学総論、心理学実験、スポーツ科学実験実習）6単位
 - 「選択必修A」科目から4単位以上
 - (2) 学科共通科目 30単位
 - <心理学系>から4単位
 - 必修科目（心理学概論）2単位
 - <心理学系>から2単位
 - <スポーツ科学系>から4単位
 - 必修科目（スポーツ学概論）2単位
 - <スポーツ科学系>から2単位
 - <健康科学系>から4単位
 - 必修科目（人体の構造と機能及び疾病）2単位
 - <健康科学系>から2単位
 - <健康福祉系>から4単位
 - 必修科目（社会福祉学Ⅰ）2単位
 - <健康福祉系>から2単位
 学科共通科目から14単位
 - (3) 卒業科目 6単位
 - 必修科目（卒業研究Ⅰ（心理学）、卒業研究Ⅱ（心理学）、卒業研究Ⅲ（心理学卒業論文））6単位
 - (4) 学部基礎科目・学科基礎科目・学科共通科目・学科専門科目から、演習科目6単位以上を含む14単位（(1)～(3)で修得した科目を除く）
- 3 他学部・他学科専門教育科目等
 - (1) 心理臨床学科専門科目（精神保健・社会福祉コース、スポーツ健康科学コース）、人間文化学科及び法学部の専門教育科目（別表第2）
 - (2) 技能・資格等認定科目
 - (3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
 - (4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

■卒業に必要な最低修得単位数

1 共通教育科目	46単位	18単位
2 専門教育科目	60単位	
3 他学部・他学科専門教育科目等	—	
計	124単位	

1 共通教育科目

区分		必修	選択①	選択②	備考
導入科目		6単位	—	—	
教養科目	教養基礎科目群	—	—	10単位	
	第1群	—	6単位		
	第2群	—	6単位		
	第3群	—	6単位		
	第4群	—	2単位		
キャリア形成科目		—	2単位		
外国語科目		—	8単位		1言語につき4単位以上
卒業に必要な最低修得単位数		46単位			

2 専門教育科目

区分		必修	選択①	選択②	選択③
学部基礎科目		—	—	—	14単位 ※演習科目 6単位を 含む
学科基礎科目		6単位	4単位	—	
学科共通科目	心理学系	2単位	2単位	14単位	
	スポーツ科学系	2単位	2単位		
	健康科学系	2単位	2単位		
	健康福祉系	2単位	2単位		
学科専門科目		—	—	—	
卒業科目		6単位			—
卒業に必要な最低修得単位数		60単位			

3 他学部・他学科専門教育科目等

(1) 心理臨床学科専門科目（精神保健・社会福祉コース、スポーツ健康科学コース）、人間文化学科及び法学部の専門教育科目（別表第2）
(2) 技能・資格等認定科目
(3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
(4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

別表第2-1-1 専門教育科目表

人間関係学部心理臨床学科（心理臨床実践コース、社会産業心理コース、学校教育心理コース）

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考	
学部基礎科目	人権論	2	講義		2	1		
	倫理学概論	2	講義		2	2		
	哲学概論	2	講義		2	2		
	法学概論	2	講義		2	2		
	政治学概論	2	講義		2	2		
	社会学概論	2	講義		2	1		
学科基礎科目	心理学総論	2	講義	2		1		
	心理学実験	2	実験	2		2		
	スポーツ科学実験実習	2	実験・実習	2		2		
	心理学統計法	2	講義		2	2	選択必修A	
	社会福祉調査の基礎	2	講義		2	2	選択必修A	
	スポーツ心理学	2	講義		2	1	選択必修A	
	運動実技Ⅰ（健康運動指導）	1	実技		1	2	選択必修A	
	運動実技Ⅱ（体力測定と健康支援）	1	実技・演習		1	2	選択必修A	
学科共通科目	心理学系	心理学概論	2	講義	2		1	
		臨床心理学概論	2	講義		2	2	
		感情・人格心理学	2	講義		2	2	
		神経・生理心理学	2	講義		2	2	
		社会・集団・家族心理学	2	講義		2	2	
		発達心理学	2	講義		2	2	
		知覚・認知心理学	2	講義		2	3	
		学習・言語心理学	2	講義		2	3	
		心理学研究法	2	演習		2	3	
		精神保健Ⅰ	2	講義		2	3	
	精神保健Ⅱ	2	講義		2	3		
	スポーツ科学系	スポーツ学概論	2	講義	2		2	
		運動実技演習Ⅰ（ダンス）	1	実技・演習		1	1	
		運動実技演習Ⅱ（球技）	1	実技・演習		1	1	
		運動生理学	2	講義		2	1	
		運動方法学	2	講義		2	1	
		スポーツ社会学	2	講義		2	2	
		スポーツと医学	2	講義		2	2	
		障がい者スポーツ	2	講義		2	2	
		スポーツ栄養学	2	講義		2	2	
スポーツ運動学		2	講義		2	2		
スポーツパフォーマンス学	2	講義		2	3			
スポーツマネジメント	2	講義・演習		2	3			
バイオメカニクス	2	講義・実技		2	3			
コーチング学	2	演習・実技		2	3			
生涯スポーツ指導法	2	講義・演習		2	2			
レクリエーションの指導法	2	講義・実技		2	3			
ウエイトトレーニング実践	2	演習・実技		2	1			
生涯スポーツ実践Ⅰ	2	実技・演習		2	4			
生涯スポーツ実践Ⅱ	2	実技・演習		2	4			

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考	
学科共通科目	健康科学系	人体の構造と機能及び疾病	2	講義	2	1		
		学校保健Ⅱ	2	講義		2	1	
		栄養学	2	講義		2	1	
		解剖生理学Ⅰ	2	講義		2	1	
		解剖生理学Ⅱ	2	講義		2	2	
		病理学	2	講義		2	2	
		薬理概論	2	講義		2	2	
		救急処置Ⅰ	2	講義		2	2	
		衛生学	2	講義		2	2	
		精神疾患とその治療Ⅰ	2	講義		2	3	
		精神疾患とその治療Ⅱ	2	講義		2	3	
		公衆衛生学	2	講義		2	3	
		健康管理概論	2	講義		2	3	
		健康相談活動	2	講義		2	3	
	健康福祉系	社会福祉学Ⅰ	2	講義	2		1	
		社会福祉学Ⅱ	2	講義		2	1	
		地域福祉論Ⅰ	2	講義		2	2	
		地域福祉論Ⅱ	2	講義		2	2	
		社会保障論Ⅰ	2	講義		2	2	
		社会保障論Ⅱ	2	講義		2	2	
		障害者福祉論	2	講義		2	1	
		権利擁護と成年後見制度	2	講義		2	2	
刑事司法と福祉		2	講義		2	2		
ソーシャルワークの基盤と専門職		2	講義		2	2		
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	講義		2	2			
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	講義		2	2			
学科専門科目（コース科目）	心理実践領域	心理学的支援法	2	講義		2	3	
		健康・医療心理学	2	講義		2	3	
		福祉心理学	2	講義		2	2	
		障害者・障害児心理学	2	講義		2	3	
		公認心理師の職責	2	講義		2	3	
		関係行政論	2	講義		2	3	
		発達心理学演習	2	演習		2	3	
		心理演習	2	演習		2	3	
		心理的アセスメント	2	実習		2	3	
		心理実習	2	実習		2	3	
	教育・健康科学領域	学校保健Ⅰ	2	講義		2	1	
		養護概説	2	講義		2	1	
		学習心理学	2	講義		2	2	
		学校臨床と教育相談	2	講義		2	3	
		教育原理	2	講義		2	2	
		教育・学校心理学	2	講義		2	2	
		生徒指導の理論と方法	2	講義		2	2	
		教育の方法と技術	2	講義		2	3	
		教育社会学	2	講義		2	2	
		学校臨床論演習	2	演習		2	3	
教育・学校心理学演習	2	演習		2	3			
学習心理学演習	2	演習		2	3			

区分	授 業 科 目	単 位 数	授 業 形 態	必 修	選 択	配 当 年 次	備 考	
学科専門科目 (コース科目)	教育・健康科学領域	野外レクリエーション実習	2	講義・実習		2	3	
		微生物学	2	講義		2	2	
		看護学Ⅰ	2	講義		2	2	
		看護学Ⅱ	2	講義		2	3	
		看護実習Ⅰ	1	実習		1	2	
		看護実習Ⅱ	1	実習		1	3	
		臨床看護実習(学外)	1	実習		1	3	
		臨床看護実習指導	1	実習		1	3	
	社会産業領域	社会心理学	2	講義		2	2	
		コミュニケーション論	2	講義		2	3	
		組織行動論	2	講義		2	2	
		産業・組織心理学	2	講義		2	2	
		司法・犯罪心理学	2	講義		2	2	
		家族心理学	2	講義		2	2	
		社会調査法	2	講義		2	2	
		生涯学習概論	2	講義		2	1	
		産業組織心理学演習	2	演習		2	3	
		社会調査統計	2	演習		2	3	
		社会産業実習	2	講義・実習		2	3	
社会心理学演習	2	演習		2	4			
卒業 科目	卒業研究Ⅰ(心理学)	2	演習	2		3		
	卒業研究Ⅱ(心理学)	2	演習	2		4		
	卒業研究Ⅲ(心理学卒業論文)	2	演習	2		4		
計				20	202			

卒業に必要な単位数（心理臨床学科）
 ＜精神保健・社会福祉コース＞

卒業には、以下の第1～3項に掲げる単位数の合計が、124単位以上であることが要件である。なお、第1項及び第2項の単位数の合計が124単位以上である場合は、第3項の単位がなくてもよい。また、精神保健福祉士、社会福祉士の国家試験受験資格取得を希望する学生は、本コースに所属するものとする。

- 1 共通教育科目 別表第1「共通教育科目表」に掲げる科目から46単位以上（下表1 共通教育科目参照）
- 2 専門教育科目 別表第2-1-2「専門教育科目表 人間関係学部心理臨床学科」に掲げる科目から、次の区分の単位数を含む60単位以上（下表2 専門教育科目参照）
 - (1) 学科基礎科目 10単位
 - 必修科目（心理学総論、心理学実験、スポーツ科学実験実習）6単位
 - 「選択必修A」科目から4単位以上
 - (2) 学科共通科目 30単位
 - ＜心理学系＞から4単位
 - 必修科目（心理学概論）2単位
 - ＜心理学系＞から2単位
 - ＜スポーツ科学系＞から4単位
 - 必修科目（スポーツ学概論）2単位
 - ＜スポーツ科学系＞から2単位
 - ＜健康科学系＞から4単位
 - 必修科目（人体の構造と機能及び疾病）2単位
 - ＜健康科学系＞から2単位
 - ＜健康福祉系＞から4単位
 - 必修科目（社会福祉学Ⅰ）2単位
 - ＜健康福祉系＞から2単位
 学科共通科目から14単位
 - (3) 卒業科目 6単位
 - 必修科目（卒業研究Ⅰ（社会福祉）、卒業研究Ⅱ（社会福祉）、卒業研究Ⅲ（社会福祉卒業論文））6単位
 - (4) 学部基礎科目・学科基礎科目・学科共通科目・学科専門科目から、演習科目6単位以上を含む14単位（(1)～(3)で修得した科目を除く）
- 3 他学部・他学科専門教育科目等
 - (1) 心理臨床学科専門科目（心理臨床実践コース、社会産業心理コース、学校教育心理コース、スポーツ健康科学コース）、人間文化学科及び法学部の専門教育科目（別表第2）
 - (2) 技能・資格等認定科目
 - (3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
 - (4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

■卒業に必要な最低修得単位数

1 共通教育科目	46単位	18単位
2 専門教育科目	60単位	
3 他学部・他学科専門教育科目等	—	
計	124単位	

1 共通教育科目

区分		必修	選択①	選択②	備考
導入科目		6単位	—	—	
教養科目	教養基礎科目群	—	—	10単位	
	第1群	—	6単位		
	第2群	—	6単位		
	第3群	—	6単位		
	第4群	—	2単位		
キャリア形成科目		—	2単位		
外国語科目		—	8単位		1言語につき4単位以上
卒業に必要な最低修得単位数		46単位			

2 専門教育科目

区分		必修	選択①	選択②	選択③
学部基礎科目		—	—	—	14単位 ※演習科目 6単位を 含む
学科基礎科目		6単位	4単位	—	
学科共通科目	心理学系	2単位	2単位	14単位	
	スポーツ科学系	2単位	2単位		
	健康科学系	2単位	2単位		
	健康福祉系	2単位	2単位		
学科専門科目		—	—	—	
卒業科目		6単位			—
卒業に必要な最低修得単位数		60単位			

3 他学部・他学科専門教育科目等

(1) 心理臨床学科専門科目（心理臨床実践コース、社会産業心理コース、学校教育心理コース、スポーツ健康科学コース）、人間文化学科及び法学部の専門教育科目（別表第2）
(2) 技能・資格等認定科目
(3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
(4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

別表第2-1-2 専門教育科目表

人間関係学部心理臨床学科（精神保健・社会福祉コース）

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考	
学部基礎科目	人権論	2	講義		2	1		
	倫理学概論	2	講義		2	2		
	哲学概論	2	講義		2	2		
	法学概論	2	講義		2	2		
	政治学概論	2	講義		2	2		
	社会学概論	2	講義		2	1		
学科基礎科目	心理学総論	2	講義	2		1		
	心理学実験	2	実験	2		2		
	スポーツ科学実験実習	2	実験・実習	2		2		
	心理学統計法	2	講義		2	2	選択必修A	
	社会福祉調査の基礎	2	講義		2	2	選択必修A	
	スポーツ心理学	2	講義		2	1	選択必修A	
	運動実技Ⅰ（健康運動指導）	1	実技		1	2	選択必修A	
運動実技Ⅱ（体力測定と健康支援）	1	実技・演習		1	2	選択必修A		
学科共通科目	心理学系	心理学概論	2	講義	2		1	
		臨床心理学概論	2	講義		2	2	
		感情・人格心理学	2	講義		2	2	
		神経・生理心理学	2	講義		2	2	
		社会・集団・家族心理学	2	講義		2	2	
		発達心理学	2	講義		2	2	
		知覚・認知心理学	2	講義		2	3	
		学習・言語心理学	2	講義		2	3	
		心理学研究法	2	演習		2	3	
		精神保健Ⅰ	2	講義		2	3	
	精神保健Ⅱ	2	講義		2	3		
	スポーツ科学系	スポーツ学概論	2	講義	2		2	
		運動実技演習Ⅰ（ダンス）	1	実技・演習		1	1	
		運動実技演習Ⅱ（球技）	1	実技・演習		1	1	
		運動生理学	2	講義		2	1	
		運動方法学	2	講義		2	1	
		スポーツ社会学	2	講義		2	2	
		スポーツと医学	2	講義		2	2	
		障がい者スポーツ	2	講義		2	2	
		スポーツ栄養学	2	講義		2	2	
スポーツ運動学		2	講義		2	2		
スポーツパフォーマンス学	2	講義		2	3			
スポーツマネジメント	2	講義・演習		2	3			
バイオメカニクス	2	講義・実技		2	3			
コーチング学	2	演習・実技		2	3			
生涯スポーツ指導法	2	講義・演習		2	2			
レクリエーションの指導法	2	講義・実技		2	3			
ウエイトトレーニング実践	2	演習・実技		2	1			
生涯スポーツ実践Ⅰ	2	実技・演習		2	4			
生涯スポーツ実践Ⅱ	2	実技・演習		2	4			

区分	授 業 科 目	単 位 数	授 業 形 態	必 修	選 択	配 当 年 次	備 考
学 科 共 通 科 目	健 康 科 学 系	人体の構造と機能及び疾病	2	講義	2		1
		学校保健Ⅱ	2	講義		2	1
		栄養学	2	講義		2	1
		解剖生理学Ⅰ	2	講義		2	1
		解剖生理学Ⅱ	2	講義		2	2
		病理学	2	講義		2	2
		薬理概論	2	講義		2	2
		救急処置Ⅰ	2	講義		2	2
		衛生学	2	講義		2	2
		精神疾患とその治療Ⅰ	2	講義		2	3
		精神疾患とその治療Ⅱ	2	講義		2	3
		公衆衛生学	2	講義		2	3
		健康管理概論	2	講義		2	3
		健康相談活動	2	講義		2	3
	健 康 福 祉 系	社会福祉学Ⅰ	2	講義	2		1
		社会福祉学Ⅱ	2	講義		2	1
		地域福祉論Ⅰ	2	講義		2	2
		地域福祉論Ⅱ	2	講義		2	2
		社会保障論Ⅰ	2	講義		2	2
		社会保障論Ⅱ	2	講義		2	2
		障害者福祉論	2	講義		2	1
		権利擁護と成年後見制度	2	講義		2	2
		刑事司法と福祉	2	講義		2	2
		ソーシャルワークの基盤と専門職	2	講義		2	2
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	講義		2	2		
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	講義		2	2		

区分	授 業 科 目	単 位 数	授 業 形 態	必 修	選 択	配 当 年 次	備 考
学 科 専 門 科 目 (コ ー ス 科 目)	精神保健福祉の原理Ⅰ	2	講義		2	3	
	精神保健福祉の原理Ⅱ	2	講義		2	3	
	ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅰ	2	講義		2	3	
	ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅱ	2	講義		2	4	
	精神障害リハビリテーション論	2	講義		2	3	
	精神保健福祉制度論	2	講義		2	3	
	ソーシャルワーク演習	2	演習		2	2	
	ソーシャルワーク演習(精神専門)Ⅰ	2	演習		2	4	
	ソーシャルワーク演習(精神専門)Ⅱ	2	演習		2	4	
	ソーシャルワーク演習(精神専門)Ⅲ	2	演習		2	4	
	ソーシャルワーク実習指導(精神)Ⅰ	2	演習		2	4	
	ソーシャルワーク実習指導(精神)Ⅱ	2	演習		2	4	
	ソーシャルワーク実習指導(精神)Ⅲ	2	演習		2	4	
	ソーシャルワーク実習(精神)	7	実習		7	4	
	高齢者福祉論	2	講義		2	1	
	子ども家庭福祉論	2	講義		2	2	
	公的扶助論	2	講義		2	1	
	医療福祉論	2	講義		2	1	
	ソーシャルワークの基盤と専門職(社会専門)	2	講義		2	2	
	ソーシャルワークの理論と方法(社会専門)Ⅰ	2	講義		2	3	
	ソーシャルワークの理論と方法(社会専門)Ⅱ	2	講義		2	3	
	福祉サービスの組織と経営	2	講義		2	3	
	ソーシャルワーク演習(社会専門)Ⅰ	2	演習		2	2	
	ソーシャルワーク演習(社会専門)Ⅱ	2	演習		2	2	
	ソーシャルワーク演習(社会専門)Ⅲ	2	演習		2	3	
	ソーシャルワーク演習(社会専門)Ⅳ	2	演習		2	3	
	ソーシャルワーク実習指導(社会)Ⅰ	2	演習		2	2	
	ソーシャルワーク実習指導(社会)Ⅱ	2	演習		2	3	
ソーシャルワーク実習指導(社会)Ⅲ	2	演習		2	3		
ソーシャルワーク実習(社会)	8	実習		8	2		
卒 業 科 目	卒業研究Ⅰ(社会福祉)	2	演習	2		3	
	卒業研究Ⅱ(社会福祉)	2	演習	2		4	
	卒業研究Ⅲ(社会福祉卒業論文)	2	演習	2		4	
計				20	193		

卒業に必要な単位数（心理臨床学科）
 <スポーツ健康科学コース>

卒業には、以下の第1～3項に掲げる単位数の合計が、124単位以上であることが要件である。なお、第1項及び第2項の単位数の合計が124単位以上である場合は、第3項の単位がなくてもよい。また、中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）の取得を希望する学生は、本コースに所属するものとする。

- 1 共通教育科目 別表第1「共通教育科目表」に掲げる科目から46単位以上（下表1 共通教育科目参照）
- 2 専門教育科目 別表第2-1-3「専門教育科目表 人間関係学部心理臨床学科」に掲げる科目から、次の区分の単位数を含む70単位以上（下表2 専門教育科目参照）
 - (1) 学科基礎科目 10単位

必修科目（心理学総論、心理学実験、スポーツ科学実験実習、スポーツ心理学、運動実技Ⅰ（健康運動指導）、運動実技Ⅱ（体力測定と健康支援））10単位
 - (2) 学科共通科目 40単位

<心理学系>から4単位
 必修科目（心理学概論）2単位、<心理学系>から2単位
 <スポーツ科学系>から20単位
 必修科目（スポーツ学概論、運動実技演習Ⅰ（ダンス）、運動実技演習Ⅱ（球技））4単位
 「選択必修A」科目から8単位以上
 「選択必修B」科目から8単位以上
 <健康科学系>から4単位
 必修科目（人体の構造と機能及び疾病）2単位、<健康科学系>から2単位
 <健康福祉系>から4単位
 必修科目（社会福祉学Ⅰ）2単位、<健康福祉系>から2単位
 学科共通科目から8単位
 - (3) 卒業科目 6単位

必修科目（卒業研究Ⅰ（スポーツ科学）、卒業研究Ⅱ（スポーツ科学）、卒業研究Ⅲ（スポーツ科学卒業論文））6単位
 - (4) 学部基礎科目・学科基礎科目・学科共通科目・学科専門科目から14単位
 （(1)～(3)で修得した科目を除く）
- 3 他学部・他学科専門教育科目等
 - (1) 心理臨床学科専門科目（心理臨床実践コース、社会産業心理コース、学校教育心理コース、精神保健・社会福祉コース）、人間文化学科及び法学部の専門教育科目（別表第2）
 - (2) 技能・資格等認定科目
 - (3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
 - (4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

■卒業に必要な最低修得単位数

1 共通教育科目	46単位	8単位
2 専門教育科目	70単位	
3 他学部・他学科専門教育科目等	—	
計	124単位	

1 共通教育科目

区分		必修	選択①	選択②	備考
導入科目		6単位	—	—	
教養科目	教養基礎科目群	—	—	10単位	
	第1群	—	6単位		
	第2群	—	6単位		
	第3群	—	6単位		
	第4群	—	2単位		
キャリア形成科目		—	2単位		
外国語科目		—	8単位		1言語につき4単位以上
卒業に必要な最低修得単位数		46単位			

2 専門教育科目

区分		必修	選択①	選択②	選択③
学部基礎科目		—	—	—	14単位
学科基礎科目		10単位	—	—	
学科共通科目	心理学系	2単位	2単位	8単位	
	スポーツ科学系	4単位	16単位		
	健康科学系	2単位	2単位		
	健康福祉系	2単位	2単位		
学科専門科目		—	—	—	
卒業科目		6単位			—
卒業に必要な最低修得単位数		70単位			

3 他学部・他学科専門教育科目等

(1) 心理臨床学科専門科目（心理臨床実践コース、社会産業心理コース、学校教育心理コース、精神保健・社会福祉コース）、人間文化学科及び法学部の専門教育科目（別表第2）
(2) 技能・資格等認定科目
(3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
(4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

別表第2-1-3 専門教育科目表

人間関係学部心理臨床学科（スポーツ健康科学コース）

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考	
学部基礎科目	人権論	2	講義		2	1		
	倫理学概論	2	講義		2	2		
	哲学概論	2	講義		2	2		
	法学概論	2	講義		2	2		
	政治学概論	2	講義		2	2		
	社会学概論	2	講義		2	1		
学科基礎科目	心理学総論	2	講義	2		1		
	心理学実験	2	実験	2		2		
	スポーツ科学実験実習	2	実験・実習	2		2		
	心理学統計法	2	講義		2	2		
	社会福祉調査の基礎	2	講義		2	2		
	スポーツ心理学	2	講義	2		1		
	運動実技Ⅰ（健康運動指導）	1	実技	1		2		
	運動実技Ⅱ（体力測定と健康支援）	1	実技・演習	1		2		
学科共通科目	心理学系	心理学概論	2	講義	2		1	
		臨床心理学概論	2	講義		2	2	
		感情・人格心理学	2	講義		2	2	
		神経・生理心理学	2	講義		2	2	
		社会・集団・家族心理学	2	講義		2	2	
		発達心理学	2	講義		2	2	
		知覚・認知心理学	2	講義		2	3	
		学習・言語心理学	2	講義		2	3	
		心理学研究法	2	演習		2	3	
		精神保健Ⅰ	2	講義		2	3	
	精神保健Ⅱ	2	講義		2	3		
	スポーツ科学系	スポーツ学概論	2	講義	2		2	
		運動実技演習Ⅰ（ダンス）	1	実技・演習	1		1	
		運動実技演習Ⅱ（球技）	1	実技・演習	1		1	
		運動生理学	2	講義		2	1	選択必修A
		運動方法学	2	講義		2	1	選択必修A
		スポーツ社会学	2	講義		2	2	選択必修A
		スポーツと医学	2	講義		2	2	選択必修A
		障がい者スポーツ	2	講義		2	2	選択必修A
		スポーツ栄養学	2	講義		2	2	選択必修A
スポーツ運動学		2	講義		2	2	選択必修A	
スポーツパフォーマンス学	2	講義		2	3	選択必修A		
スポーツマネジメント	2	講義・演習		2	3	選択必修B		
バイオメカニクス	2	講義・実技		2	3	選択必修B		
コーチング学	2	演習・実技		2	3	選択必修B		
生涯スポーツ指導法	2	講義・演習		2	2	選択必修B		
レクリエーションの指導法	2	講義・実技		2	3	選択必修B		
ウェイトトレーニング実践	2	演習・実技		2	1	選択必修B		
生涯スポーツ実践Ⅰ	2	実技・演習		2	4	選択必修B		
生涯スポーツ実践Ⅱ	2	実技・演習		2	4	選択必修B		

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考	
学科共通科目	健康科学系	人体の構造と機能及び疾病	2	講義	2		1	
		学校保健Ⅱ	2	講義		2	1	
		栄養学	2	講義		2	1	
		解剖生理学Ⅰ	2	講義		2	1	
		解剖生理学Ⅱ	2	講義		2	2	
		病理学	2	講義		2	2	
		薬理概論	2	講義		2	2	
		救急処置Ⅰ	2	講義		2	2	
		衛生学	2	講義		2	2	
		精神疾患とその治療Ⅰ	2	講義		2	3	
		精神疾患とその治療Ⅱ	2	講義		2	3	
		公衆衛生学	2	講義		2	3	
		健康管理概論	2	講義		2	3	
	健康相談活動	2	講義		2	3		
	健康福祉系	社会福祉学Ⅰ	2	講義	2		1	
		社会福祉学Ⅱ	2	講義		2	1	
		地域福祉論Ⅰ	2	講義		2	2	
		地域福祉論Ⅱ	2	講義		2	2	
		社会保障論Ⅰ	2	講義		2	2	
		社会保障論Ⅱ	2	講義		2	2	
障害者福祉論		2	講義		2	1		
権利擁護と成年後見制度		2	講義		2	2		
刑事司法と福祉		2	講義		2	2		
ソーシャルワークの基盤と専門職		2	講義		2	2		
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	講義		2	2			
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	講義		2	2			
学科専門科目 (コース科目)	武道教育論	2	講義		2	2		
	野外レクリエーション実習	2	講義・実習		2	3		
	スポーツ指導実践Ⅰ	2	演習・実技		2	4		
	スポーツ指導実践Ⅱ	2	演習・実技		2	4		
	動作分析	2	講義・演習		2	4		
	学校臨床と教育相談	2	講義		2	3		
	教育原理	2	講義		2	2		
	生徒指導の理論と方法	2	講義		2	2		
	教育の方法と技術	2	講義		2	3		
	救急処置Ⅱ	1	実習		1	3		
	体育実技Ⅰ	1	実技		1	2		
	体育実技Ⅱ	1	実技		1	2		
	体育実技Ⅲ	1	実技		1	3		
	体育実技Ⅳ	1	実技		1	3		
	保健体育科教育法Ⅰ	2	講義・演習		2	2		
	保健体育科教育法Ⅱ	2	講義・演習		2	2		
保健体育科教育法Ⅲ	2	講義・演習		2	3			
保健体育科教育法Ⅳ	2	講義・演習		2	3			
卒業科目	卒業研究Ⅰ (スポーツ科学)	2	演習	2		3		
	卒業研究Ⅱ (スポーツ科学)	2	演習	2		4		
	卒業研究Ⅲ (スポーツ科学卒業論文)	2	演習	2		4		
計				26	147			

卒業に必要な単位数（人間文化学科日本語日本文学コース）

卒業には、以下の第1～3項に掲げる単位数の合計が、124単位以上であることが要件である。なお、第1項及び第2項の単位数の合計が124単位以上である場合は、第3項の単位がなくてもよい。

- 1 共通教育科目 別表第1「共通教育科目表」に掲げる科目から46単位以上（下表1 共通教育科目参照）
- 2 専門教育科目 別表第2-2-1「専門教育科目表 人間関係学部人間文化学科（日本語日本文学コース）」に掲げる科目から、次の区分の単位数を含む60単位以上（下表2 専門教育科目参照）
 - (1) 学科基礎科目 6単位
 必修科目（人間文化入門Ⅰ、人間文化入門Ⅱ、人間文化入門Ⅲ）6単位
 - (2) 学科共通科目 18単位
 <日中韓言語文化系>から10単位
 必修科目（日本語学概論、日本文学史Ⅰ、日本文学史Ⅱ、中国文学概論Ⅰ、中国文学概論Ⅱ）10単位
 <英語英米文化系>から4単位
 <歴史地理系>から4単位
 - (3) 学科専門科目（コース科目） 30単位
 必修科目（中国文学演習（詩）、中国文学演習（散文））4単位
 学科専門科目（コース科目）から26単位 ※以下の要件を満たすこと
 (ア)「選択必修A」科目から4単位以上
 (イ)「選択必修B」科目から6単位以上
 - (4) 卒業科目 6単位
 必修科目（卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ、卒業研究Ⅲ（卒業論文））6単位
- 3 他学部・他学科専門教育科目等
 - (1) 人間関係学部基礎科目、人間文化学科専門科目（英語英米文化コース、歴史地理コース、韓国・中国言語文化コース）、心理臨床学科及び法学部の専門教育科目（別表第2）
 - (2) 技能・資格等認定科目
 - (3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
 - (4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

■卒業に必要な最低修得単位数

1 共通教育科目	46単位	18単位
2 専門教育科目	60単位	
3 他学部・他学科専門教育科目等	—	
計	124単位	

1 共通教育科目

区分		必修	選択①	選択②	備考
導入科目		6単位	—	—	
教養科目	教養基礎科目群	—	—	10単位	
	第1群	—	6単位		
	第2群	—	6単位		
	第3群	—	6単位		
	第4群	—	2単位		
キャリア形成科目		—	2単位		
外国語科目		—	8単位		1言語につき4単位以上
卒業に必要な最低修得単位数		46単位			

2 専門教育科目

区分		必修	選択	備考
学部基礎科目		—	—	
学科基礎科目		6単位	—	
学科共通科目	日中韓言語文化系	10単位	—	
	英語英米文化系	—	4単位	
	歴史地理系	—	4単位	
学科専門科目（コース科目）		4単位	26単位	選択必修Aから4単位 選択必修Bから6単位
卒業科目		6単位	—	
卒業に必要な最低修得単位数		60単位		

3 他学部・他学科専門教育科目等

- | |
|--|
| <p>(1) 人間関係学部基礎科目、人間文化学科専門科目（英語英米文化コース、歴史地理コース、韓国・中国言語文化コース）、心理臨床学科及び法学部の専門教育科目（別表第2）</p> <p>(2) 技能・資格等認定科目</p> <p>(3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）</p> <p>(4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）</p> |
|--|

別表第2-2-1 専門教育科目表

人間関係学部人間文化学科（日本語日本文学コース）

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考	
学部基礎科目	人権論	2	講義		2	1		
	倫理学概論	2	講義		2	2		
	哲学概論	2	講義		2	2		
	法学概論	2	講義		2	2		
	政治学概論	2	講義		2	2		
	社会学概論	2	講義		2	1		
学科基礎科目	人間文化入門Ⅰ	2	講義	2		1		
	人間文化入門Ⅱ	2	講義	2		1		
	人間文化入門Ⅲ	2	講義	2		1		
学科共通科目	日中韓言語文化系	日本語学概論	2	講義	2		1	
		日本語の表現	2	演習		2	1	
		社会言語学	2	講義		2	2	
		日本文学史Ⅰ	2	講義	2		1	
		日本文学史Ⅱ	2	講義	2		2	
		中国文学概論Ⅰ	2	講義	2		2	
		中国文学概論Ⅱ	2	講義	2		2	
		日本語教育概論Ⅰ	2	講義		2	2	
		日本語教育概論Ⅱ	2	講義		2	2	
		対照言語学	2	講義		2	2	
		韓国の文化と社会	2	講義		2	2	
		海外語学研修（韓国語）	4	演習		4	2	
	英語英米文化系	スピーキング・スキルズⅠ	2	演習		2	1	
		スピーキング・スキルズⅡ	2	演習		2	1	
		英語学概論	2	講義		2	2	
		英語文学概論Ⅰ	2	講義		2	2	
		英語文学概論Ⅱ	2	講義		2	2	
		英語圏の文化	2	講義		2	2	
		海外語学研修（英語）	4	演習		4	1	
	歴史地理系	日本史概論	2	講義		2	1	
		外国史概論	2	講義		2	1	
		地域史概論	2	講義		2	2	
		地理学概論Ⅰ	2	講義		2	1	
		地理学概論Ⅱ	2	講義		2	2	
		人間と自然環境	2	講義		2	2	
		都市と自然環境	2	講義		2	2	
		考古学概論	2	講義		2	2	
		民俗学概論	2	講義		2	1	

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考
学科専門科目(コース科目)	日本語の音声	2	講義		2	2	選択必修A
	日本語学演習	2	演習		2	2	選択必修A
	日本語の文法	2	講義		2	3	選択必修A
	古代文学演習Ⅰ	2	演習		2	2	選択必修B
	古代文学演習Ⅱ	2	演習		2	3	選択必修B
	中世文学演習Ⅰ	2	演習		2	2	選択必修B
	中世文学演習Ⅱ	2	演習		2	3	選択必修B
	近世文学演習Ⅰ	2	演習		2	2	選択必修B
	近世文学演習Ⅱ	2	演習		2	2	選択必修B
	近代文学演習Ⅰ	2	演習		2	2	
	近代文学演習Ⅱ	2	演習		2	2	
	中国文学演習(詩)	2	演習	2		2	
	中国文学演習(散文)	2	演習	2		2	
	古代文学特講	2	講義		2	3	
	中世文学特講	2	講義		2	3	
	近世文学特講	2	講義		2	3	
	近代文学特講Ⅰ	2	講義		2	3	
	近代文学特講Ⅱ	2	講義		2	3	
	日本語教授法Ⅰ	2	演習		2	3	
	日本語教授法Ⅱ	2	演習		2	3	
	日本語教育実習	2	実習・演習		2	3	
書道(書写)	2	実習		2	2		
書道史	2	講義		2	2		
卒業科目	卒業研究Ⅰ	2	演習	2		3	
	卒業研究Ⅱ	2	演習	2		4	
	卒業研究Ⅲ(卒業論文)	2	演習	2		4	
	計			26	104		

卒業に必要な単位数（人間文化学科英語英米文化コース）

卒業には、以下の第1～3項に掲げる単位数の合計が、124単位以上であることが要件である。なお、第1項及び第2項の単位数の合計が124単位以上である場合は、第3項の単位がなくてもよい。

- 1 共通教育科目 別表第1「共通教育科目表」に掲げる科目から46単位以上（下表1 共通教育科目参照）
- 2 専門教育科目 別表第2-2-2「専門教育科目表 人間関係学部人間文化学科（英語英米文化コース）」に掲げる科目から、次の区分の単位数を含む60単位以上（下表2 専門教育科目参照）
 - (1) 学科基礎科目 6単位
 - 必修科目（人間文化入門Ⅰ、人間文化入門Ⅱ、人間文化入門Ⅲ）6単位
 - (2) 学科共通科目 16単位
 - <日中韓言語文化系>から4単位
 - <英語英米文化系>から8単位
 - 必修科目（スピーキング・スキルズⅠ、スピーキング・スキルズⅡ）4単位
 - 「選択必修A」科目から4単位以上
 - <歴史地理系>から4単位
 - (3) 学科専門科目（コース科目） 32単位
 - 必修科目（リスニング・スキルズⅠ、リスニング・スキルズⅡ）4単位
 - 学科専門科目（コース科目）から28単位 ※以下の要件を満たすこと
 - (ア)「選択必修B」科目から4単位以上
 - (4) 卒業科目 6単位
 - 必修科目（卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ、卒業研究Ⅲ（卒業論文））6単位
- 3 他学部・他学科専門教育科目等
 - (1) 人間関係学部基礎科目、人間文化学科専門科目（日本語日本文学コース、歴史地理コース、韓国・中国言語文化コース）、心理臨床学科及び法学部の専門教育科目（別表第2）
 - (2) 技能・資格等認定科目
 - (3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
 - (4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

■卒業に必要な最低修得単位数

1 共通教育科目	46単位	18単位
2 専門教育科目	60単位	
3 他学部・他学科専門教育科目等	—	
計	124単位	

1 共通教育科目

区分		必修	選択①	選択②	備考
導入科目		6単位	—	—	
教養科目	教養基礎科目群	—	—	10単位	
	第1群	—	6単位		
	第2群	—	6単位		
	第3群	—	6単位		
	第4群	—	2単位		
キャリア形成科目		—	2単位		
外国語科目		—	8単位		1言語につき4単位以上
卒業に必要な最低修得単位数		46単位			

2 専門教育科目

区分		必修	選択	備考
学部基礎科目		—	—	
学科基礎科目		6単位	—	
学科共通科目	日中韓言語文化系	—	4単位	
	英語英米文化系	4単位	4単位	選択必修Aから4単位
	歴史地理系	—	4単位	
学科専門科目（コース科目）		4単位	28単位	選択必修Bから4単位
卒業科目		6単位	—	
卒業に必要な最低修得単位数		60単位		

3 他学部・他学科専門教育科目等

(1) 人間関係学部基礎科目、人間文化学科専門科目（日本語日本文学コース、歴史地理コース、韓国・中国言語文化コース）、心理臨床学科及び法学部の専門教育科目（別表第2）
(2) 技能・資格等認定科目
(3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
(4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

別表第2-2-2 専門教育科目表

人間関係学部人間文化学科（英語英米文化コース）

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考	
学部基礎科目	人権論	2	講義		2	1		
	倫理学概論	2	講義		2	2		
	哲学概論	2	講義		2	2		
	法学概論	2	講義		2	2		
	政治学概論	2	講義		2	2		
	社会学概論	2	講義		2	1		
学科基礎科目	人間文化入門Ⅰ	2	講義	2		1		
	人間文化入門Ⅱ	2	講義	2		1		
	人間文化入門Ⅲ	2	講義	2		1		
学科共通科目	日中韓言語文化系	日本語学概論	2	講義		2	1	
		日本語の表現	2	演習		2	1	
		社会言語学	2	講義		2	2	
		日本文学史Ⅰ	2	講義		2	1	
		日本文学史Ⅱ	2	講義		2	2	
		中国文学概論Ⅰ	2	講義		2	2	
		中国文学概論Ⅱ	2	講義		2	2	
		日本語教育概論Ⅰ	2	講義		2	2	
		日本語教育概論Ⅱ	2	講義		2	2	
		対照言語学	2	講義		2	2	
		韓国の文化と社会	2	講義		2	2	
		海外語学研修（韓国語）	4	演習		4	2	
		英語英米文化系	スピーキング・スキルズⅠ	2	演習	2		1
	スピーキング・スキルズⅡ		2	演習	2		1	
	英語学概論		2	講義		2	2	選択必修A
	英語文学概論Ⅰ		2	講義		2	2	選択必修A
	英語文学概論Ⅱ		2	講義		2	2	選択必修A
	英語圏の文化		2	講義		2	2	選択必修A
	海外語学研修（英語）		4	演習		4	1	
	歴史地理系	日本史概論	2	講義		2	1	
		外国史概論	2	講義		2	1	
		地域史概論	2	講義		2	2	
		地理学概論Ⅰ	2	講義		2	1	
		地理学概論Ⅱ	2	講義		2	2	
		人間と自然環境	2	講義		2	2	
		都市と自然環境	2	講義		2	2	
		考古学概論	2	講義		2	2	
民俗学概論		2	講義		2	1		

区分	授 業 科 目	単 位 数	授 業 形 態	必 修	選 択	配 当 年 次	備 考
学 科 専 門 科 目 (コ ー ス 科 目)	リスニング・スキルズⅠ	2	演習	2		1	
	リスニング・スキルズⅡ	2	演習	2		1	
	リーディング・スキルズⅠ	2	演習		2	2	
	リーディング・スキルズⅡ	2	演習		2	2	
	ライティング・スキルズⅠ	2	演習		2	2	
	ライティング・スキルズⅡ	2	演習		2	2	
	カレント・イングリッシュ	2	演習		2	2	
	パブリック・スピーキング・スキルズ	2	演習		2	2	
	オーラル・インタプリテーション	2	演習		2	2	
	英語の音声	2	講義		2	2	選択必修B
	英語の文法Ⅰ	2	講義		2	2	選択必修B
	英語の文法Ⅱ	2	講義		2	2	選択必修B
	英語の歴史	2	講義		2	2	選択必修B
	英語学演習	2	演習		2	2	
	英語教育演習	2	演習		2	2	
	英語文学演習Ⅰ	2	演習		2	2	
	英語文学演習Ⅱ	2	演習		2	2	
	英語文学演習Ⅲ	2	演習		2	2	
	英語文学演習Ⅳ	2	演習		2	2	
	比較文化論	2	演習		2	2	
卒 業 科 目	卒業研究Ⅰ	2	演習	2		3	
	卒業研究Ⅱ	2	演習	2		4	
	卒業研究Ⅲ (卒業論文)	2	演習	2		4	
	計			20	104		

卒業に必要な単位数（人間文化学科歴史地理コース）

卒業には、以下の第1～3項に掲げる単位数の合計が、124単位以上であることが要件である。なお、第1項及び第2項の単位数の合計が124単位以上である場合は、第3項の単位がなくてもよい。

- 1 共通教育科目 別表第1「共通教育科目表」に掲げる科目から46単位以上（下表1 共通教育科目参照）
- 2 専門教育科目 別表第2-2-3「専門教育科目表 人間関係学部人間文化学科（歴史地理コース）」に掲げる科目から、次の区分の単位数を含む60単位以上（下表2 専門教育科目参照）
 - (1) 学科基礎科目 6単位
 必修科目（人間文化入門Ⅰ、人間文化入門Ⅱ、人間文化入門Ⅲ）6単位
 - (2) 学科共通科目 16単位
 <日中韓言語文化系>から4単位
 <英語英米文化系>から4単位
 <歴史地理系>から8単位
 必修科目（日本史概論、外国史概論、地理学概論Ⅰ、地理学概論Ⅱ）8単位
 - (3) 学科専門科目（コース科目） 32単位
 学科専門科目（コース科目）から32単位 ※以下の要件を満たすこと
 (ア)「選択必修A」科目から6単位以上
 (イ)「選択必修B」科目から8単位以上
 - (4) 卒業科目 6単位
 必修科目（卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ、卒業研究Ⅲ（卒業論文））6単位
- 3 他学部・他学科専門教育科目等
 - (1) 人間関係学部基礎科目、人間文化学科専門科目（日本語日本文学コース、英語英米文化コース、韓国・中国言語文化コース）、心理臨床学科及び法学部の専門教育科目（別表第2）
 - (2) 技能・資格等認定科目
 - (3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
 - (4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

■卒業に必要な最低修得単位数

1 共通教育科目	46単位	18単位
2 専門教育科目	60単位	
3 他学部・他学科専門教育科目等	—	
計	124単位	

1 共通教育科目

区分		必修	選択①	選択②	備考
導入科目		6単位	—	—	
教養科目	教養基礎科目群	—	—	10単位	
	第1群	—	6単位		
	第2群	—	6単位		
	第3群	—	6単位		
	第4群	—	2単位		
キャリア形成科目		—	2単位		
外国語科目		—	8単位		1言語につき4単位以上
卒業に必要な最低修得単位数		46単位			

2 専門教育科目

区分		必修	選択	備考
学部基礎科目		—	—	
学科基礎科目		6単位	—	
学科共通科目	日中韓言語文化系	—	4単位	
	英語英米文化系	—	4単位	
	歴史地理系	8単位	—	
学科専門科目（コース）		—	32単位	選択必修Aから6単位 選択必修Bから8単位
卒業科目		6単位	—	
卒業に必要な最低修得単位数		60単位		

3 他学部・他学科専門教育科目等

(1) 人間関係学部基礎科目、人間文化学科専門科目（日本語日本文学コース、英語英米文化コース、韓国・中国言語文化コース）、心理臨床学科及び法学部の専門教育科目（別表第2）
(2) 技能・資格等認定科目
(3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
(4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

別表第2-2-3 専門教育科目表

人間関係学部人間文化学科（歴史地理コース）

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考	
学部基礎科目	人権論	2	講義		2	1		
	倫理学概論	2	講義		2	2		
	哲学概論	2	講義		2	2		
	法学概論	2	講義		2	2		
	政治学概論	2	講義		2	2		
	社会学概論	2	講義		2	1		
学科基礎科目	人間文化入門Ⅰ	2	講義	2		1		
	人間文化入門Ⅱ	2	講義	2		1		
	人間文化入門Ⅲ	2	講義	2		1		
学科共通科目	日中韓言語文化系	日本語学概論	2	講義		2	1	
		日本語の表現	2	演習		2	1	
		社会言語学	2	講義		2	2	
		日本文学史Ⅰ	2	講義		2	1	
		日本文学史Ⅱ	2	講義		2	2	
		中国文学概論Ⅰ	2	講義		2	2	
		中国文学概論Ⅱ	2	講義		2	2	
		日本語教育概論Ⅰ	2	講義		2	2	
		日本語教育概論Ⅱ	2	講義		2	2	
		対照言語学	2	講義		2	2	
		韓国の文化と社会	2	講義		2	2	
		海外語学研修（韓国語）	4	演習		4	2	
	英語英米文化系	スピーキング・スキルズⅠ	2	演習		2	1	
		スピーキング・スキルズⅡ	2	演習		2	1	
		英語学概論	2	講義		2	2	
		英語文学概論Ⅰ	2	講義		2	2	
		英語文学概論Ⅱ	2	講義		2	2	
		英語圏の文化	2	講義		2	2	
		海外語学研修（英語）	4	演習		4	1	
	歴史地理系	日本史概論	2	講義	2		1	
		外国史概論	2	講義	2		1	
		地域史概論	2	講義		2	2	
		地理学概論Ⅰ	2	講義	2		1	
		地理学概論Ⅱ	2	講義	2		2	
		人間と自然環境	2	講義		2	2	
		都市と自然環境	2	講義		2	2	
		考古学概論	2	講義		2	2	
		民俗学概論	2	講義		2	1	

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考
学科専門科目(コース科目)	日中文化交流史	2	講義		2	2	選択必修A
	文化史	2	講義		2	2	選択必修A
	社会史Ⅰ	2	講義		2	2	選択必修A
	社会史Ⅱ	2	講義		2	2	選択必修A
	思想史	2	講義		2	2	選択必修A
	日本史特講Ⅰ	2	講義		2	2	
	日本史特講Ⅱ	2	講義		2	2	
	東洋史特講	2	講義		2	2	
	西洋史特講Ⅰ	2	講義		2	2	
	西洋史特講Ⅱ	2	講義		2	2	
	法史学	2	講義		2	2	
	政治史	2	講義		2	2	
	経済学Ⅰ	2	講義		2	2	
	経済学Ⅱ	2	講義		2	2	
	地誌学Ⅰ	2	講義		2	2	
	地誌学Ⅱ	2	講義		2	2	
	歴史学演習Ⅰ	2	演習		2	3	選択必修B
	歴史学演習Ⅱ	2	演習		2	3	選択必修B
	歴史学演習Ⅲ	2	演習		2	3	選択必修B
	歴史学演習Ⅳ	2	演習		2	3	選択必修B
	歴史学演習Ⅴ	2	演習		2	3	選択必修B
	歴史学演習Ⅵ	2	演習		2	3	選択必修B
	野外環境演習	2	演習		2	3	選択必修B
	地域環境演習	2	演習		2	3	選択必修B
	地誌学演習Ⅰ	2	演習		2	3	選択必修B
	地誌学演習Ⅱ	2	演習		2	3	選択必修B
民俗学演習	2	演習		2	3	選択必修B	
卒業科目	卒業研究Ⅰ	2	演習	2		3	
	卒業研究Ⅱ	2	演習	2		4	
	卒業研究Ⅲ(卒業論文)	2	演習	2		4	
	計			20	118		

卒業に必要な単位数（人間文化学科韓国・中国言語文化コース）

卒業には、以下の第1～3項に掲げる単位数の合計が、124単位以上であることが要件である。なお、第1項及び第2項の単位数の合計が124単位以上である場合は、第3項の単位がなくてもよい。

- 1 共通教育科目 別表第1「共通教育科目表」に掲げる科目から46単位以上（下表1 共通教育科目参照）
- 2 専門教育科目 別表第2-2-4「専門教育科目表 人間関係学部人間文化学科（韓国・中国言語文化コース）」に掲げる科目から、次の区分の単位数を含む60単位以上（下表2 専門教育科目参照）
 - (1) 学科基礎科目 6単位
 必修科目（人間文化入門Ⅰ、人間文化入門Ⅱ、人間文化入門Ⅲ）6単位
 - (2) 学科共通科目 16単位
 <日中韓言語文化系>から8単位
 必修科目（日本語学概論、韓国の文化と社会）4単位
 「選択必修A」科目から4単位以上
 <英語英米文化系>から4単位
 <歴史地理系>から4単位
 - (3) 学科専門科目（コース科目） 32単位
 学科専門科目（コース科目）から32単位 ※以下の要件を満たすこと
 (ア)「選択必修B」科目から6単位以上
 - (4) 卒業科目 6単位
 必修科目（卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ、卒業研究Ⅲ（卒業論文））6単位
- 3 他学部・他学科専門教育科目等
 - (1) 人間関係学部基礎科目、人間文化学科専門科目（日本語日本文学コース、英語英米文化コース、歴史地理コース）、心理臨床学科及び法学部の専門教育科目（別表第2）
 - (2) 技能・資格等認定科目
 - (3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
 - (4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

■卒業に必要な最低修得単位数

1 共通教育科目	46単位	18単位
2 専門教育科目	60単位	
3 他学部・他学科専門教育科目等	—	
計	124単位	

1 共通教育科目

区分		必修	選択①	選択②	備考
導入科目		6単位	—	—	
教養科目	教養基礎科目群	—	—	10単位	
	第1群	—	6単位		
	第2群	—	6単位		
	第3群	—	6単位		
	第4群	—	2単位		
キャリア形成科目		—	2単位		
外国語科目		—	8単位		1言語につき4単位以上
計		6単位	30単位	10単位	
卒業に必要な最低修得単位数		46単位			

2 専門教育科目

区分		必修	選択	備考
学部基礎科目		—	—	
学科基礎科目		6単位	—	
学科共通科目	日中韓言語文化系	4単位	4単位	選択必修Aから4単位
	英語英米文化系	—	4単位	
	歴史地理系	—	4単位	
学科専門科目（コース）		—	32単位	選択必修Bから6単位
卒業科目		6単位	—	
卒業に必要な最低修得単位数		60単位		

3 他学部・他学科専門教育科目等

(1) 人間関係学部基礎科目、人間文化学科専門科目（日本語日本文学コース、英語英米文化コース、歴史地理コース）、心理臨床学科及び法学部の専門教育科目（別表第2）
(2) 技能・資格等認定科目
(3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
(4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

別表第2-2-4 専門教育科目表

人間関係学部人間文化学科（韓国・中国言語文化コース）

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考	
学部基礎科目	人権論	2	講義		2	1		
	倫理学概論	2	講義		2	2		
	哲学概論	2	講義		2	2		
	法学概論	2	講義		2	2		
	政治学概論	2	講義		2	2		
	社会学概論	2	講義		2	1		
学科基礎科目	人間文化入門Ⅰ	2	講義	2		1		
	人間文化入門Ⅱ	2	講義	2		1		
	人間文化入門Ⅲ	2	講義	2		1		
学科共通科目	日中韓言語文化系	日本語学概論	2	講義	2		1	
		日本語の表現	2	演習		2	1	
		社会言語学	2	講義		2	2	選択必修A
		日本文学史Ⅰ	2	講義		2	1	
		日本文学史Ⅱ	2	講義		2	2	
		中国文学概論Ⅰ	2	講義		2	2	選択必修A
		中国文学概論Ⅱ	2	講義		2	2	選択必修A
		日本語教育概論Ⅰ	2	講義		2	2	
		日本語教育概論Ⅱ	2	講義		2	2	
		対照言語学	2	講義		2	2	選択必修A
	韓国の文化と社会	2	講義	2		2		
	海外語学研修（韓国語）	4	演習		4	2	選択必修A	
	英語英米文化系	スピーキング・スキルズⅠ	2	演習		2	1	
		スピーキング・スキルズⅡ	2	演習		2	1	
		英語学概論	2	講義		2	2	
		英語文学概論Ⅰ	2	講義		2	2	
		英語文学概論Ⅱ	2	講義		2	2	
		英語圏の文化	2	講義		2	2	
		海外語学研修（英語）	4	演習		4	1	
	歴史地理系	日本史概論	2	講義		2	1	
外国史概論		2	講義		2	1		
地域史概論		2	講義		2	2		
地理学概論Ⅰ		2	講義		2	1		
地理学概論Ⅱ		2	講義		2	2		
人間と自然環境		2	講義		2	2		
都市と自然環境		2	講義		2	2		
考古学概論		2	講義		2	2		
民俗学概論		2	講義		2	1		

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考
学科専門科目(コース科目)	韓国語演習Ⅰ	2	演習		2	1	選択必修B
	韓国語演習Ⅱ	2	演習		2	1	選択必修B
	韓国語演習Ⅲ	2	演習		2	2	選択必修B
	韓国語演習Ⅳ	2	演習		2	2	選択必修B
	韓国語演習Ⅴ	2	演習		2	3	選択必修B
	韓国語演習Ⅵ	2	演習		2	3	選択必修B
	中国語会話Ⅰ	2	演習		2	2	選択必修B
	中国語会話Ⅱ	2	演習		2	2	選択必修B
	中国語会話Ⅲ	2	演習		2	3	選択必修B
	日韓文化交流史	2	講義		2	2	
	日中文化交流史	2	講義		2	2	
	東洋史特講	2	講義		2	2	
	比較文化論	2	演習		2	2	
	国際観光論	2	講義		2	3	
	韓国文化演習	2	演習		2	3	
	韓国語学演習	2	演習		2	3	
	中国文学演習(詩)	2	演習		2	2	
	中国文学演習(散文)	2	演習		2	2	
	書道史	2	講義		2	2	
	日本語の音声	2	講義		2	2	
	日本語学演習	2	演習		2	2	
	日本語の文法	2	講義		2	3	
	日本語教授法Ⅰ	2	演習		2	3	
日本語教授法Ⅱ	2	演習		2	3		
日本語教育実習	2	実習・演習		2	3		
卒業科目	卒業研究Ⅰ	2	演習	2		3	
	卒業研究Ⅱ	2	演習	2		4	
	卒業研究Ⅲ(卒業論文)	2	演習	2		4	
	計			16	118		

卒業に必要な単位数（法律学科）

卒業には、以下の第1～3項に掲げる単位数の合計が、124単位以上であることが要件である。なお、第1項及び第2項の単位数の合計が124単位以上である場合は、第3項の単位がなくてもよい。

- 1 共通教育科目 別表第1「共通教育科目表」に掲げる科目から34単位以上（下表1 共通教育科目参照）
- 2 専門教育科目 別表第2-3「専門教育科目表 法学部法律学科」に掲げる科目から、次の区分の単位数を含む72単位以上（下表2 専門教育科目参照）
 - (1) 学部基礎科目（入門科目） 8単位
 必修科目（法学入門Ⅰ、法学入門Ⅱ、ビジネス法入門、経営学入門）8単位
 - (2) 学部共通科目 8単位
 必修科目（憲法Ⅰ、民法総則Ⅰ、専門演習ⅠA、専門演習ⅠB）8単位
 - (3) 学科科目 4単位
 必修科目（刑法総論Ⅰ、刑法総論Ⅱ）4単位
 - (4) 学部基礎科目・学部共通科目・学科科目から40単位
 ((1)～(3)で修得した科目を除く)
 - (5) 学部基礎科目・学部共通科目・学科科目・法ビジネス学科の学科科目から12単位
 ((1)～(4)で修得した科目を除く)
- 3 他学部専門教育科目等
 - (1) 人間関係学部の専門教育科目（別表第2）
 - (2) 技能・資格等認定科目
 - (3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
 - (4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

■卒業に必要な最低修得単位数

1 共通教育科目	34単位	18単位
2 専門教育科目	72単位	
3 他学部専門教育科目等	—	
計	124単位	

1 共通教育科目

区分		必修	選択①	選択②	備考
導入科目		6単位	—	—	
教養科目	教養基礎科目群	—	—	10単位	
	第1群	—	2単位		
	第2群	—	2単位		
	第3群	—	2単位		
	第4群	—	2単位		
キャリア形成科目		—	2単位		
外国語科目		—	8単位		1言語につき4単位以上
卒業に必要な最低修得単位数		34単位			

2 専門教育科目

区分		必修	選択①	選択②	備考
学部基礎科目		—	40単位	12単位	
学部基礎科目（入門科目）		8単位			
学部共通科目		8単位			
学科科目		4単位			
法ビジネス学科の学科科目		—	—		
卒業に必要な最低修得単位数		72単位			

3 他学部専門教育科目等

- | |
|---|
| <p>(1) 人間関係学部の専門教育科目（別表第2）</p> <p>(2) 技能・資格等認定科目</p> <p>(3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）</p> <p>(4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）</p> |
|---|

別表第2-3 専門教育科目表

法学部法律学科

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考	
学部基礎科目	哲学概論	2	講義		2	2		
	倫理学概論	2	講義		2	2		
	社会学概論	2	講義		2	1		
	日本史概論	2	講義		2	2		
	外国史概論	2	講義		2	2		
	地理学概論Ⅰ	2	講義		2	1		
	地理学概論Ⅱ	2	講義		2	2		
	地誌学Ⅰ	2	講義		2	2		
	地誌学Ⅱ	2	講義		2	2		
	入門科目	法学入門Ⅰ	2	講義	2		1	
		法学入門Ⅱ	2	講義	2		1	
ビジネス法入門		2	講義	2		1		
経営学入門		2	講義	2		1		
学部共通科目	憲法Ⅰ	2	講義	2		1		
	憲法Ⅱ	2	講義		2	1		
	行政法Ⅰ	2	講義		2	2		
	行政法Ⅱ	2	講義		2	2		
	地方自治法	2	講義		2	2		
	民法総則Ⅰ	2	講義	2		1		
	民法総則Ⅱ	2	講義		2	1		
	物権法Ⅰ	2	講義		2	2		
	物権法Ⅱ	2	講義		2	2		
	債権法総論Ⅰ	2	講義		2	2		
	債権法総論Ⅱ	2	講義		2	2		
	債権法各論Ⅰ	2	講義		2	2		
	債権法各論Ⅱ	2	講義		2	2		
	家族法Ⅰ	2	講義		2	2		
	家族法Ⅱ	2	講義		2	2		
	登記法Ⅰ	2	講義		2	3		
	登記法Ⅱ	2	講義		2	3		
	消費者法	2	講義		2	3		
	商取引法	2	講義		2	2		
	会社法Ⅰ	2	講義		2	2		
	会社法Ⅱ	2	講義		2	2		
	民事訴訟法Ⅰ	2	講義		2	2		
	民事訴訟法Ⅱ	2	講義		2	2		
	民事執行法	2	講義		2	3		
	倒産処理法	2	講義		2	3		
	国際私法	2	講義		2	3		
	法学特殊講義	2	講義		2	1		
	専門演習ⅠA	2	演習	2		3		
	専門演習ⅠB	2	演習	2		3		
	専門演習ⅡA	2	演習		2	4		
	専門演習ⅡB	2	演習		2	4		
	地域産業論演習	2	演習		2	1		
経済学Ⅰ	2	講義		2	2			
経済学Ⅱ	2	講義		2	2			
経済政策	2	講義		2	2			
財政学	2	講義		2	2			

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考
学 科 科 目	刑法総論Ⅰ	2	講義	2		2	
	刑法総論Ⅱ	2	講義	2		2	
	刑法各論Ⅰ	2	講義		2	2	
	刑法各論Ⅱ	2	講義		2	2	
	刑事訴訟法Ⅰ	2	講義		2	2	
	刑事訴訟法Ⅱ	2	講義		2	2	
	刑事政策	2	講義		2	2	
	現代犯罪論	2	講義		2	1	
	国際法	2	講義		2	2	
	法哲学	2	講義		2	2	
	法史学	2	講義		2	2	
	法社会学	2	講義		2	2	
	政治学概論	2	講義		2	2	
	政治理論	2	講義		2	2	
	政治史	2	講義		2	2	
	行政学	2	講義		2	2	
	自治体政策論	2	講義		2	3	
	現代自治体論	2	講義		2	3	
	国際関係論	2	講義		2	2	
	法務インターンシップ	2	実習・演習		2	3	
	計			20	118		

卒業に必要な単位数（法ビジネス学科法ビジネス総合コース）

卒業には、以下の第1～3項に掲げる単位数の合計が、124単位以上であることが要件である。なお、第1項及び第2項の単位数の合計が124単位以上である場合は、第3項の単位がなくてもよい。

- 1 共通教育科目 別表第1「共通教育科目表」に掲げる科目から34単位以上（下表1 共通教育科目参照）
- 2 専門教育科目 別表第2-4-1「専門教育科目表 法学部法ビジネス学科（法ビジネス総合コース）」に掲げる科目から、次の区分の単位数を含む72単位以上（下表2 専門教育科目参照）
 - (1) 学部基礎科目（入門科目） 8単位
 必修科目（法学入門Ⅰ、法学入門Ⅱ、ビジネス法入門、経営学入門）8単位
 - (2) 学部共通科目 8単位
 必修科目（憲法Ⅰ、民法総則Ⅰ、専門演習ⅠA、専門演習ⅠB）8単位
 - (3) 学科科目 12単位
 必修科目（法ビジネス基礎演習Ⅰ、法ビジネス基礎演習Ⅱ、総合地域論、ビジネス倫理）8単位
 <法ビジネス総合系>から4単位
 - (4) 学部基礎科目、学部共通科目、学科科目から32単位
 ((1)～(3)で修得した科目を除く)
 - (5) 学部基礎科目、学部共通科目、学科科目、法律学科の学科科目から12単位
 ((1)～(4)で修得した科目を除く)
- 3 他学部専門教育科目等
 - (1) 人間関係学部の専門教育科目（別表第2）
 - (2) 技能・資格等認定科目
 - (3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
 - (4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

■卒業に必要な最低修得単位数

1 共通教育科目	34単位	18単位
2 専門教育科目	72単位	
3 他学部専門教育科目等	—	
計	124単位	

1 共通教育科目

区分		必修	選択①	選択②	備考
導入科目		6単位	—	—	
教養科目	教養基礎科目群	—	—	10単位	
	第1群	—	2単位		
	第2群	—	2単位		
	第3群	—	2単位		
	第4群	—	2単位		
キャリア形成科目		—	2単位		
外国語科目		—	8単位		1言語につき4単位以上
卒業に必要な最低修得単位数		34単位			

2 専門教育科目

区分		必修	選択①	選択②	選択③
学部基礎科目		—	—	32単位	12単位
学部基礎科目（入門科目）		8単位	—		
学部共通科目		8単位	—		
学科科目		4単位	—		
	法ビジネス総合系	4単位	4単位		
	ビジネスキャリア系	—	—		
	デジタルマネジメント系	—	—		
法律学科の学科科目		—	—	—	
卒業に必要な最低修得単位数		72単位			

3 他学部専門教育科目等

(1) 人間関係学部の専門教育科目（別表第2）
(2) 技能・資格等認定科目
(3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
(4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

別表第2-4-1 専門教育科目表

法学部法ビジネス学科 (法ビジネス総合コース)

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考	
学部基礎科目	哲学概論	2	講義		2	2		
	倫理学概論	2	講義		2	2		
	社会学概論	2	講義		2	1		
	日本史概論	2	講義		2	2		
	外国史概論	2	講義		2	2		
	地理学概論Ⅰ	2	講義		2	1		
	地理学概論Ⅱ	2	講義		2	2		
	地誌学Ⅰ	2	講義		2	2		
	地誌学Ⅱ	2	講義		2	2		
	入門科目	法学入門Ⅰ	2	講義	2		1	
		法学入門Ⅱ	2	講義	2		1	
		ビジネス法入門	2	講義	2		1	
経営学入門		2	講義	2		1		
学部共通科目	憲法Ⅰ	2	講義	2		1		
	憲法Ⅱ	2	講義		2	1		
	行政法Ⅰ	2	講義		2	2		
	行政法Ⅱ	2	講義		2	2		
	地方自治法	2	講義		2	2		
	民法総則Ⅰ	2	講義	2		1		
	民法総則Ⅱ	2	講義		2	1		
	物権法Ⅰ	2	講義		2	2		
	物権法Ⅱ	2	講義		2	2		
	債権法総論Ⅰ	2	講義		2	2		
	債権法総論Ⅱ	2	講義		2	2		
	債権法各論Ⅰ	2	講義		2	2		
	債権法各論Ⅱ	2	講義		2	2		
	家族法Ⅰ	2	講義		2	2		
	家族法Ⅱ	2	講義		2	2		
	登記法Ⅰ	2	講義		2	3		
	登記法Ⅱ	2	講義		2	3		
	消費者法	2	講義		2	3		
	商取引法	2	講義		2	2		
	会社法Ⅰ	2	講義		2	2		
	会社法Ⅱ	2	講義		2	2		
	民事訴訟法Ⅰ	2	講義		2	2		
	民事訴訟法Ⅱ	2	講義		2	2		
	民事執行法	2	講義		2	3		
	倒産処理法	2	講義		2	3		
	国際私法	2	講義		2	3		
	法学特殊講義	2	講義		2	1		
	専門演習ⅠA	2	演習	2		3		
	専門演習ⅠB	2	演習	2		3		
	専門演習ⅡA	2	演習		2	4		
	専門演習ⅡB	2	演習		2	4		
	地域産業論演習	2	演習		2	1		
経済学Ⅰ	2	講義		2	2			
経済学Ⅱ	2	講義		2	2			
経済政策	2	講義		2	2			
財政学	2	講義		2	2			

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考	
学科科目	法ビジネス基礎演習Ⅰ	2	実習・演習	2		2		
	法ビジネス基礎演習Ⅱ	2	実習・演習	2		2		
	法ビジネス総合系	総合地域論	2	講義	2		3	
		ビジネス倫理	2	講義	2		2	
		税法	2	講義		2	3	
		金融商品取引法	2	講義		2	2	
		社会法Ⅰ	2	講義		2	3	
		社会法Ⅱ	2	講義		2	3	
		社会保障論Ⅰ	2	講義		2	2	
		社会保障論Ⅱ	2	講義		2	2	
		ビジネスの歴史	2	講義		2	2	
		国際ビジネス論	2	講義		2	2	
		社会心理学	2	講義		2	2	
	鹿児島地域経済演習	2	演習		2	2		
	ビジネスキャリア系	アントレプレナーシップ論	2	講義・演習		2	2	
		経営戦略論	2	講義		2	2	
		簿記	2	講義		2	2	
		会計学	2	講義		2	2	
		財務管理論	2	講義		2	2	
		スポーツマネジメント	2	講義・演習		2	3	
銀行実務		2	講義		2	3		
生涯開発論		2	講義		2	1		
社会・集団・家族心理学		2	講義		2	2		
組織行動論		2	講義		2	2		
産業・組織心理学		2	講義		2	2		
鹿児島企業経営演習	2	演習		2	2			
デジタルマネジメント系	デジタルマネジメント論	2	講義		2	2		
	D X 社会論	2	講義		2	2		
	知的財産法	2	講義		2	3		
	社会調査法	2	講義		2	2		
	社会調査統計	2	演習		2	3		
	ビジネスデータ分析Ⅰ	2	演習		2	2		
ビジネスデータ分析Ⅱ	2	演習		2	2			
	計			24	140			

卒業に必要な単位数（法ビジネス学科ビジネスキャリアコース）

卒業には、以下の第1～3項に掲げる単位数の合計が、124単位以上であることが要件である。なお、第1項及び第2項の単位数の合計が124単位以上である場合は、第3項の単位がなくてもよい。

- 1 共通教育科目 別表第1「共通教育科目表」に掲げる科目から34単位以上（下表1 共通教育科目参照）
- 2 専門教育科目 別表第2-4-2「専門教育科目表 法学部法ビジネス学科（ビジネスキャリアコース）」に掲げる科目から、次の区分の単位数を含む72単位以上（下表2 専門教育科目参照）
 - (1) 学部基礎科目（入門科目） 8単位
 必修科目（法学入門Ⅰ、法学入門Ⅱ、ビジネス法入門、経営学入門）8単位
 - (2) 学部共通科目 8単位
 必修科目（憲法Ⅰ、民法総則Ⅰ、専門演習ⅠA、専門演習ⅠB）8単位
 - (3) 学科科目 12単位
 必修科目（法ビジネス基礎演習Ⅰ、法ビジネス基礎演習Ⅱ、アントレプレナーシップ論、経営戦略論）8単位
 <ビジネスキャリア系>から4単位
 - (4) 学部基礎科目、学部共通科目、学科科目から32単位
 （(1)～(3)で修得した科目を除く）
 - (5) 学部基礎科目、学部共通科目、学科科目、法律学科の学科科目から12単位
 （(1)～(4)で修得した科目を除く）
- 3 他学部専門教育科目等
 - (1) 人間関係学部の専門教育科目（別表第2）
 - (2) 技能・資格等認定科目
 - (3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
 - (4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

■卒業に必要な最低修得単位数

1 共通教育科目	34単位	18単位
2 専門教育科目	72単位	
3 他学部専門教育科目等	—	
計	124単位	

1 共通教育科目

区分		必修	選択①	選択②	備考
導入科目		6単位	—	—	
教養科目	教養基礎科目群	—	—	10単位	
	第1群	—	2単位		
	第2群	—	2単位		
	第3群	—	2単位		
	第4群	—	2単位		
キャリア形成科目		—	2単位		
外国語科目		—	8単位		1言語につき4単位以上
卒業に必要な最低修得単位数		34単位			

2 専門教育科目

区分		必修	選択①	選択②	選択③
学部基礎科目		—	—	32単位	12単位
学部基礎科目（入門科目）		8単位	—		
学部共通科目		8単位	—		
学科科目		4単位	—		
	法ビジネス総合系	—	—		
	ビジネスキャリア系	4単位	4単位		
	デジタルマネジメント系	—	—		
法律学科の学科科目		—	—	—	
卒業に必要な最低修得単位数		72単位			

3 他学部専門教育科目等

(1) 人間関係学部の専門教育科目（別表第2）
(2) 技能・資格等認定科目
(3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
(4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

別表第2-4-2 専門教育科目表

法学部法ビジネス学科 (ビジネスキャリアコース)

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考	
学部基礎科目	哲学概論	2	講義		2	2		
	倫理学概論	2	講義		2	2		
	社会学概論	2	講義		2	1		
	日本史概論	2	講義		2	2		
	外国史概論	2	講義		2	2		
	地理学概論Ⅰ	2	講義		2	1		
	地理学概論Ⅱ	2	講義		2	2		
	地誌学Ⅰ	2	講義		2	2		
	地誌学Ⅱ	2	講義		2	2		
	入門科目	法学入門Ⅰ	2	講義	2		1	
		法学入門Ⅱ	2	講義	2		1	
ビジネス法入門		2	講義	2		1		
経営学入門		2	講義	2		1		
学部共通科目	憲法Ⅰ	2	講義	2		1		
	憲法Ⅱ	2	講義		2	1		
	行政法Ⅰ	2	講義		2	2		
	行政法Ⅱ	2	講義		2	2		
	地方自治法	2	講義		2	2		
	民法総則Ⅰ	2	講義	2		1		
	民法総則Ⅱ	2	講義		2	1		
	物権法Ⅰ	2	講義		2	2		
	物権法Ⅱ	2	講義		2	2		
	債権法総論Ⅰ	2	講義		2	2		
	債権法総論Ⅱ	2	講義		2	2		
	債権法各論Ⅰ	2	講義		2	2		
	債権法各論Ⅱ	2	講義		2	2		
	家族法Ⅰ	2	講義		2	2		
	家族法Ⅱ	2	講義		2	2		
	登記法Ⅰ	2	講義		2	3		
	登記法Ⅱ	2	講義		2	3		
	消費者法	2	講義		2	3		
	商取引法	2	講義		2	2		
	会社法Ⅰ	2	講義		2	2		
	会社法Ⅱ	2	講義		2	2		
	民事訴訟法Ⅰ	2	講義		2	2		
	民事訴訟法Ⅱ	2	講義		2	2		
	民事執行法	2	講義		2	3		
	倒産処理法	2	講義		2	3		
	国際私法	2	講義		2	3		
	法学特殊講義	2	講義		2	1		
	専門演習ⅠA	2	演習	2		3		
	専門演習ⅠB	2	演習	2		3		
	専門演習ⅡA	2	演習		2	4		
	専門演習ⅡB	2	演習		2	4		
地域産業論演習	2	演習		2	1			
経済学Ⅰ	2	講義		2	2			
経済学Ⅱ	2	講義		2	2			
経済政策	2	講義		2	2			
財政学	2	講義		2	2			

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考	
学 科 科 目	法ビジネス基礎演習Ⅰ	2	実習・演習	2		2		
	法ビジネス基礎演習Ⅱ	2	実習・演習	2		2		
	法 ビ ジ ネ ス 総 合 系	総合地域論	2	講義		2	3	
		ビジネス倫理	2	講義		2	2	
		税法	2	講義		2	3	
		金融商品取引法	2	講義		2	2	
		社会法Ⅰ	2	講義		2	3	
		社会法Ⅱ	2	講義		2	3	
		社会保障論Ⅰ	2	講義		2	2	
		社会保障論Ⅱ	2	講義		2	2	
		ビジネスの歴史	2	講義		2	2	
		国際ビジネス論	2	講義		2	2	
		社会心理学	2	講義		2	2	
	鹿児島地域経済演習	2	演習		2	2		
	ビ ジ ネ ス キ ャ リ ア 系	アントレプレナーシップ論	2	講義・演習	2		2	
		経営戦略論	2	講義	2		2	
		簿記	2	講義		2	2	
		会計学	2	講義		2	2	
		財務管理論	2	講義		2	2	
		スポーツマネジメント	2	講義・演習		2	3	
銀行実務		2	講義		2	3		
生涯開発論		2	講義		2	1		
社会・集団・家族心理学		2	講義		2	2		
組織行動論		2	講義		2	2		
産業・組織心理学		2	講義		2	2		
鹿児島企業経営演習	2	演習		2	2			
デ ジ タ ル マ ネ ジ メ ン ト 系	デジタルマネジメント論	2	講義		2	2		
	D X 社会論	2	講義		2	2		
	知的財産法	2	講義		2	3		
	社会調査法	2	講義		2	2		
	社会調査統計	2	演習		2	3		
	ビジネスデータ分析Ⅰ	2	演習		2	2		
ビジネスデータ分析Ⅱ	2	演習		2	2			
計				24	140			

卒業に必要な単位数（法ビジネス学科デジタルマネジメントコース）

卒業には、以下の第1～3項に掲げる単位数の合計が、124単位以上であることが要件である。なお、第1項及び第2項の単位数の合計が124単位以上である場合は、第3項の単位がなくてもよい。

- 1 共通教育科目 別表第1「共通教育科目表」に掲げる科目から34単位以上（下表1 共通教育科目参照）
- 2 専門教育科目 別表第2-4-3「専門教育科目表 法学部法ビジネス学科（デジタルマネジメントコース）」に掲げる科目から、次の区分の単位数を含む72単位以上（下表2 専門教育科目参照）
 - (1) 学部基礎科目（入門科目） 8単位
必修科目（法学入門Ⅰ、法学入門Ⅱ、ビジネス法入門、経営学入門）8単位
 - (2) 学部共通科目 8単位
必修科目（憲法Ⅰ、民法総則Ⅰ、専門演習ⅠA、専門演習ⅠB）8単位
 - (3) 学科科目 12単位
必修科目（法ビジネス基礎演習Ⅰ、法ビジネス基礎演習Ⅱ、デジタルマネジメント論、DX社会論）8単位
「選択必修A」科目から4単位
 - (4) 学部基礎科目、学部共通科目、学科科目から32単位
((1)～(3)で修得した科目を除く)
 - (5) 学部基礎科目、学部共通科目、学科科目、法律学科の学科科目から12単位
((1)～(4)で修得した科目を除く)
- 3 他学部専門教育科目等
 - (1) 人間関係学部の専門教育科目（別表第2）
 - (2) 技能・資格等認定科目
 - (3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
 - (4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

■卒業に必要な最低修得単位数

1 共通教育科目	34単位	18単位
2 専門教育科目	72単位	
3 他学部専門教育科目等	—	
計	124単位	

1 共通教育科目

区分		必修	選択①	選択②	備考
導入科目		6単位	—	—	
教養科目	教養基礎科目群	—	—	10単位	
	第1群	—	2単位		
	第2群	—	2単位		
	第3群	—	2単位		
	第4群	—	2単位		
キャリア形成科目		—	2単位		
外国語科目		—	8単位		1言語につき4単位以上
卒業に必要な最低修得単位数		34単位			

2 専門教育科目

区分		必修	選択①	選択②	選択③
学部基礎科目		—	—	32単位	12単位
学部基礎科目（入門科目）		8単位	—		
学部共通科目		8単位	—		
学科科目		4単位	—		
	法ビジネス総合系	—	選択必修Aから 4単位		
	ビジネスキャリア系	—			
デジタルマネジメント系	4単位				
法律学科の学科科目		—	—	—	
卒業に必要な最低修得単位数		72単位			

3 他学部専門教育科目等

(1) 人間関係学部の専門教育科目（別表第2）
(2) 技能・資格等認定科目
(3) 協定に基づく他の大学等の授業科目（本学の専門教育科目とみなせるもの）
(4) 交換留学生（派遣）特別科目（専門教育科目）（別表第6）

別表第2-4-3 専門教育科目表

法学部法ビジネス学科 (デジタルマネジメントコース)

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考	
学部基礎科目	哲学概論	2	講義		2	2		
	倫理学概論	2	講義		2	2		
	社会学概論	2	講義		2	1		
	日本史概論	2	講義		2	2		
	外国史概論	2	講義		2	2		
	地理学概論Ⅰ	2	講義		2	1		
	地理学概論Ⅱ	2	講義		2	2		
	地誌学Ⅰ	2	講義		2	2		
	地誌学Ⅱ	2	講義		2	2		
	入門科目	法学入門Ⅰ	2	講義	2		1	
		法学入門Ⅱ	2	講義	2		1	
		ビジネス法入門	2	講義	2		1	
経営学入門		2	講義	2		1		
学部共通科目	憲法Ⅰ	2	講義	2		1		
	憲法Ⅱ	2	講義		2	1		
	行政法Ⅰ	2	講義		2	2		
	行政法Ⅱ	2	講義		2	2		
	地方自治法	2	講義		2	2		
	民法総則Ⅰ	2	講義	2		1		
	民法総則Ⅱ	2	講義		2	1		
	物権法Ⅰ	2	講義		2	2		
	物権法Ⅱ	2	講義		2	2		
	債権法総論Ⅰ	2	講義		2	2		
	債権法総論Ⅱ	2	講義		2	2		
	債権法各論Ⅰ	2	講義		2	2		
	債権法各論Ⅱ	2	講義		2	2		
	家族法Ⅰ	2	講義		2	2		
	家族法Ⅱ	2	講義		2	2		
	登記法Ⅰ	2	講義		2	3		
	登記法Ⅱ	2	講義		2	3		
	消費者法	2	講義		2	3		
	商取引法	2	講義		2	2		
	会社法Ⅰ	2	講義		2	2		
	会社法Ⅱ	2	講義		2	2		
	民事訴訟法Ⅰ	2	講義		2	2		
	民事訴訟法Ⅱ	2	講義		2	2		
	民事執行法	2	講義		2	3		
	倒産処理法	2	講義		2	3		
	国際私法	2	講義		2	3		
	法学特殊講義	2	講義		2	1		
	専門演習ⅠA	2	演習	2		3		
	専門演習ⅠB	2	演習	2		3		
	専門演習ⅡA	2	演習		2	4		
	専門演習ⅡB	2	演習		2	4		
	地域産業論演習	2	演習		2	1		
経済学Ⅰ	2	講義		2	2			
経済学Ⅱ	2	講義		2	2			
経済政策	2	講義		2	2			
財政学	2	講義		2	2			

区分	授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考		
学 科 科 目	法ビジネス基礎演習Ⅰ	2	実習・演習	2		2			
	法ビジネス基礎演習Ⅱ	2	実習・演習	2		2			
	法 ビ ジ ネ ス 総 合 系	総合地域論	2	講義		2	3	選択必修A	
		ビジネス倫理	2	講義		2	2		
		税法	2	講義		2	3		
		金融商品取引法	2	講義		2	2		
		社会法Ⅰ	2	講義		2	3		
		社会法Ⅱ	2	講義		2	3		
		社会保障論Ⅰ	2	講義		2	2		
		社会保障論Ⅱ	2	講義		2	2		
		ビジネスの歴史	2	講義		2	2		
		国際ビジネス論	2	講義		2	2		
		社会心理学	2	講義		2	2		
	鹿児島地域経済演習	2	演習		2	2	選択必修A		
	ビ ジ ネ ス キ ャ リ ア 系	アントレプレナーシップ論	2	講義・演習		2	2	選択必修A	
		経営戦略論	2	講義		2	2		
		簿記	2	講義		2	2		
		会計学	2	講義		2	2		
		財務管理論	2	講義		2	2		選択必修A
		スポーツマネジメント	2	講義・演習		2	3		
銀行実務		2	講義		2	3			
生涯開発論		2	講義		2	1			
社会・集団・家族心理学		2	講義		2	2			
組織行動論		2	講義		2	2			
産業・組織心理学		2	講義		2	2			
鹿児島企業経営演習	2	演習		2	2	選択必修A			
デ ジ タ ル マ ネ ジ メ ン ト 系	デジタルマネジメント論	2	講義	2		2			
	D X 社会論	2	講義	2		2			
	知的財産法	2	講義		2	3			
	社会調査法	2	講義		2	2			
	社会調査統計	2	演習		2	3			
	ビジネスデータ分析Ⅰ	2	演習		2	2			
ビジネスデータ分析Ⅱ	2	演習		2	2				
計				24	140				

別表第3-1

教職専門科目表 (中・高)

授 業 科 目	単 位 数	授 業 形 態	必 修	選 択	配 当 年 次	備 考
保健体育科教育法Ⅰ	2	講義・演習	2		2	※
保健体育科教育法Ⅱ	2	講義・演習	2		2	※
保健体育科教育法Ⅲ	2	講義・演習	2		3	※
保健体育科教育法Ⅳ	2	講義・演習	2		3	※
国語科教育法Ⅰ	2	講義・演習	2		2	※
国語科教育法Ⅱ	2	講義・演習	2		2	※
国語科教育法Ⅲ	2	講義・演習	2		3	※
国語科教育法Ⅳ	2	講義・演習	2		3	※
英語科教育法Ⅰ	2	講義・演習	2		3	※
英語科教育法Ⅱ	2	講義・演習	2		3	※
英語科教育法Ⅲ	2	講義・演習	2		2	※
英語科教育法Ⅳ	2	講義・演習	2		2	※
社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	講義・演習	2		2	※
社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2	講義・演習	2		2	※
社会科・公民科教育法Ⅰ	2	講義・演習	2		2	※
社会科・公民科教育法Ⅱ	2	講義・演習	2		2	※
教育原理	2	講義	2		2	
教職概論	2	講義	2		2	
教育行政概論	2	講義	2		2	
教育・学校心理学	2	講義		2	2	
発達心理学	2	講義		2	2	
特別支援教育概論	2	講義	2		3	
教育課程論	2	講義	2		2	
道德教育の指導法Ⅰ	2	講義	2		2	※
道德教育の指導法Ⅱ	2	講義	2		2	※
総合的な学習の時間の指導法	2	講義	2		3	
特別活動論	2	講義	2		3	
教育の方法と技術	2	講義	2		3	
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	2	講義	2		2	
生徒指導の理論と方法	2	講義	2		2	
学校臨床と教育相談	2	講義	2		3	
進路指導の理論と方法	2	講義	2		2	
教育実習Ⅰ	1	演習	1		3	
教育実習Ⅱ	2	実習	2		4	
教育実習Ⅲ	2	実習	2		4	※
教職実践演習(中・高)	2	演習	2		4	
学校インターンシップA	1	実習		1	3	
学校インターンシップB	2	実習		2	3	
計			※	7		

※ 必修科目は、各免許種によって異なるため「志學館大学教職課程履修要項」を参照

別表第3-2

教職専門科目表（養護）

授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考
教育原理	2	講義	2		2	
教職概論	2	講義	2		2	
教育行政概論	2	講義	2		2	
教育・学校心理学	2	講義		2	2	
発達心理学	2	講義		2	2	
特別支援教育概論	2	講義	2		3	
教育課程論	2	講義	2		2	
道徳教育の指導法Ⅰ	2	講義	2		2	
総合的な学習の時間の指導法	2	講義	2		3	
特別活動論	2	講義	2		3	
教育の方法と技術	2	講義	2		3	
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	2	講義	2		2	
生徒指導の理論と方法	2	講義	2		2	
学校臨床と教育相談	2	講義	2		3	
養護実習Ⅰ	1	実習	1		4	
養護実習Ⅱ	4	実習	4		4	
教職実践演習（養護教諭）	2	演習	2		4	
精神保健Ⅱ	2	講義	2		3	
学校インターンシップA	1	実習		1	3	
学校インターンシップB	2	実習		2	3	
計			※	7		

別表第4

日本語教員養成副専攻科目表

区分	授業科目	単位数	授業形態	必修・選択必修	配当年次	備考
社会・文化・地域	日本語教育概論Ⅰ	2	講義	必修	2	
	日本の歴史	2	講義	1科目 選択必修	1	
	日本の文学	2	講義		1	
	民俗学概論	2	講義		1	
言語と社会	社会言語学	2	講義	必修	2	
	異文化コミュニケーション	2	講義	1科目	1	
	コミュニケーション論	2	講義	選択必修	3	
言語と心理	知覚・認知心理学	2	講義	1科目	3	
	学習・言語心理学	2	講義	選択必修	3	
言語と教育	日本語教育概論Ⅱ	2	講義	必修	2	
	日本語教授法Ⅰ	2	演習	必修	3	
	日本語教授法Ⅱ	2	演習	必修	3	
	日本語教育実習	2	実習・演習	必修	3	
	教育の方法と技術	2	講義	必修	3	
言語	日本語の表現	2	演習	必修	1	
	日本語学概論	2	講義	必修	1	
	日本語学演習	2	演習	必修	2	
	対照言語学	2	講義	必修	2	
	日本語の音声	2	講義	必修	2	
	日本語の文法	2	講義	必修	3	
計		40		必修：26単位 選択必修：6単位以上		

※ 日本語教員養成副専攻修了に必要な単位数

本副専攻を修了するためには、本表に掲げる科目から必修科目26単位、選択必修科目6単位以上、計32単位以上を修得しなければならない。

別表第5

特別講座科目

授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考
図書館概論	2	講義		2	1	
図書館制度・経営論	2	講義		2	2	
図書館サービス概論	2	講義		2	1	
情報サービス論	2	講義		2	3	
情報サービス演習Ⅰ	1	演習		1	3	
情報サービス演習Ⅱ	1	演習		1	3	
図書館情報資源概論	2	講義		2	2	
情報資源組織論	2	講義		2	2	
情報資源組織演習Ⅰ	1	演習		1	2	
情報資源組織演習Ⅱ	1	演習		1	3	
図書館情報資源特論	1	講義		1	2	
図書・図書館史	1	講義		1	2	
学校経営と学校図書館	2	講義		2	1	
学校図書館メディアの構成	2	講義		2	1	
学習指導と学校図書館	2	講義		2	1	
情報メディアの活用	2	講義		2	1	
博物館概論	2	講義		2	1	
博物館経営論	2	講義		2	2	
博物館資料論	2	講義		2	2	
博物館資料保存論	2	講義		2	2	
博物館展示論	2	講義		2	2	
博物館教育論	2	講義		2	2	
博物館情報・メディア論	2	講義		2	2	
博物館実習Ⅰ	2	実習		2	3	
博物館実習Ⅱ	1	実習		1	3	
対人援助基礎演習	2	演習		2	1	

別表第6

交換留学生（派遣）特別科目表

授 業 科 目	単位数	授業形態	必修	選択	配当年次	備考
海外学修A	1～8	演習		選択	2	共通教育科目
海外学修B	1～16	演習		選択	2	専門教育科目

※「海外学修A」は、共通教育科目の外国語科目の単位として算入できる。

別表第7

自由履修科目

授 業 科 目	単 位 数	授 業 形 態	必 修	選 択	配 当 年 次	備 考
宅建講座Ⅰ	4	講義		4	1	
宅建講座Ⅱ	2	講義		2	1	
宅建講座Ⅲ	2	講義		2	1	
宅建講座Ⅳ	4	講義		4	1	
ファイナンシャルプランニングⅠ	2	講義		2	1	
ファイナンシャルプランニングⅡ	2	講義		2	1	
公務員経済学講座Ⅰ	2	講義		2	2	
公務員経済学講座Ⅱ	2	講義		2	2	
公務員法学講座Ⅰ	2	講義		2	1	
公務員法学講座Ⅱ	2	講義		2	1	
公務員法学講座Ⅲ	2	講義		2	2	
公務員法学講座Ⅳ	2	講義		2	2	
計				28		

志學館大学教職課程履修要項

(目的)

第1条 この要項は、志學館大学学則第30条に定める教育職員免許状の取得に関し必要な事項を定める。

(教職課程の設置)

第2条 教育職員免許状授与に必要な資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）を、志學館大学（以下「本学」という。）人間関係学部心理臨床学科及び人間文化学科並びに法学部法律学科におく。

(履修の一般規定)

第3条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めるところに従い、本学において所定の単位を修得しなければならない。

2 中学校の教育職員免許状の授与を申請するには、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）の定める介護等の体験を終了していなければならない。

(教職課程の履修登録)

第4条 本学において教育職員免許状取得に必要な単位を修得しようとする者は、所定の期日までに「教職課程履修登録書」を学務課に提出し、教職課程の履修登録を行わなければならない。

2 前項に定める履修登録のない者には、教育実習及び介護等体験のための実習への参加は認めない。なお、教育実習は養護実習を含むものとする。

(履修者の心得)

第5条 教職課程の履修登録者は、教育職員として求められる資質の向上に絶えず努めなければならない。

(教職課程オリエンテーション)

第6条 教職課程の履修登録者は、所定の教職課程オリエンテーション（以下「オリエンテーション」という。）にすべて出席しなければならない。

(取得可能免許状)

第7条 本学学則第30条に基づき、本学において単位を修得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次の表ア・表イ・表ウに掲げるとおりとする。

(表ア) 中学校教諭一種免許状

課程をおく学部・学科	免許状の種類及び教科
人間関係学部 心理臨床学科	中学校教諭一種免許状（保健体育）（以下、「中一種免（保体）」）
人間関係学部 人間文化学科	中学校教諭一種免許状（国語）（以下、「中一種免（国語）」）
	中学校教諭一種免許状（英語）（以下、「中一種免（英語）」）
	中学校教諭一種免許状（社会）（以下、「中一種免（社会）」）
法学部 法律学科	中学校教諭一種免許状（社会）（以下、「中一種免（社会）」）

(表イ) 高等学校教諭一種免許状

課程をおく学部・学科	免許状の種類及び教科
人間関係学部 心理臨床学科	高等学校教諭一種免許状 (保健体育) (以下, 「高一種免 (保体) 」)
人間関係学部 人間文化学科	高等学校教諭一種免許状 (国語) (以下, 「高一種免 (国語) 」)
	高等学校教諭一種免許状 (英語) (以下, 「高一種免 (英語) 」)
	高等学校教諭一種免許状 (地理歴史) (以下, 「高一種免 (地歴) 」)
法学部 法律学科	高等学校教諭一種免許状 (公民) (以下, 「高一種免 (公民) 」)

(表ウ) 養護教諭一種免許状

課程をおく学部・学科	免許状の種類及び教科
人間関係学部 心理臨床学科	養護教諭一種免許状 (以下, 「養教一種免」)

(履修要件)

第8条 前条に掲げる免許状を取得しようとする者は、単位修得にあたって、次の表に掲げる基礎資格及び最低修得単位数を充足しなければならない。

(表ア)

免許状の種類	基礎資格	本学において修得することを必要とする最低修得単位数			
		教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	教育の基礎的 理解に関する 科目等	教科及び 教科の指 導法に関 する科目	大学が 独自に 設定す る科目
中一種免 (国語, 英語, 社会)	学士の学 位を有す ること	日本国憲法2単位 体育3単位 外国語コミュニケーション4単位 数理、データ活用及び人工知 能に関する科目又は情報機器 の操作2単位	37	28	4
中一種免 (保体)	学士の学 位を有す ること	日本国憲法2単位 体育3単位 外国語コミュニケーション4単位 数理、データ活用及び人工知 能に関する科目又は情報機器 の操作2単位	37	33	4
高一種免 (英語, 地歴, 公民)	学士の学 位を有す ること	日本国憲法2単位 体育3単位 外国語コミュニケーション4単位 数理、データ活用及び人工知 能に関する科目又は情報機器 の操作2単位	31	24	12
高一種免 (国語)	学士の学 位を有す ること	日本国憲法2単位 体育3単位 外国語コミュニケーション4単位 数理、データ活用及び人工知 能に関する科目又は情報機器 の操作2単位	31	28	12
高一種免 (保体)	学士の学 位を有す ること	日本国憲法2単位 体育3単位 外国語コミュニケーション4単位 数理、データ活用及び人工知 能に関する科目又は情報機器 の操作2単位	31	33	12

(表イ)

免許状の種類	基礎資格	本学において修得することを必要とする最低修得単位数			
		教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	教育の基礎的 理解に関する 科目等	養護に関 する科目	大学が 独自に 設定す る科目
養教一種免	学士の学位を有すること	日本国憲法2単位 体育3単位 外国語コミュニケーション4単位 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作2単位	33	33	2

- 2 前項の表アに定める「教育の基礎的理解に関する科目等」は、別表第1「教育の基礎的理解に関する科目等」より履修するものとする。
- 3 第1項の表イに定める「教育の基礎的理解に関する科目等」は、別表第2養護教諭免許課程の「教育の基礎的理解に関する科目等」より履修するものとする。
- 4 第1項の表アに定める「教科及び教科の指導法に関する科目」は、課程をおく学部及び免許種ごとに、それぞれ次に示す別表により履修するものとする。

学部	学科	免許種	履修要件を定める表
人間関係学部	心理臨床学科	中一種免・高一種免（保体）	別表第3 人間関係学部 中一種免・高一種免（保体） 「教科及び教科の指導法に関する科目」
人間関係学部	人間文化学科	中一種免・高一種免（国語）	別表第4 人間関係学部 中一種免・高一種免（国語） 「教科及び教科の指導法に関する科目」
		中一種免・高一種免（英語）	別表第5 人間関係学部 中一種免・高一種免（英語） 「教科及び教科の指導法に関する科目」
		中一種免（社会）	別表第6 人間関係学部 中一種免（社会） 「教科及び教科の指導法に関する科目」
		高一種免（地歴）	別表第7 人間関係学部 高一種免（地歴） 「教科及び教科の指導法に関する科目」
法学部	法律学科	中一種免（社会）	別表第8 法学部 中一種免（社会） 「教科及び教科の指導法に関する科目」
		高一種免（公民）	別表第9 法学部 高一種免（公民） 「教科及び教科の指導法に関する科目」

- 5 第1項の表イに定める「養護に関する科目」は、別表第10により履修するものとする。
- 6 第1項の表アに定める「大学が独自に設定する科目」は、別表第11により履修するものとする。
- 7 第1項の表イに定める「大学が独自に設定する科目」は、別表第12により履修するものとする。
- 8 第1項の表ア及び表イに定める「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」は、別表第13により履修するものとする。

(保健体育教員免許状に係る特定要件)

第8条の2 中学校教諭一種免許状(保健体育)、高等学校教諭一種免許状(保健体育)の取得を希望する者は、人間関係学部心理臨床学科スポーツ健康科学コースに所属し、当該コースが定める履修要件を満たさなければならない。

(教育実習)

第9条 教育実習は、原則として将来教育職員となることを希望する者について行う。

- 2 教育実習に関し必要な事項は、志學館大学「教育実習受講資格」に定める。

(教育実習受講資格審査)

第10条 教育実習を受講するには、所定の資格審査を受けなければならない。

- 2 前項の資格審査は、別紙「教育実習受講資格」に基づいて行う。
- 3 資格審査に合格した者は、教育実習の受講を認めるものとする。ただし、事前又は事後に教授会の承認を得ることとする。

(教育実習費)

第11条 教育実習の受講が認められた者は、別に定める教育実習費を納入しなければならない。

なお、正当な理由なく所定の期日までに納入のないときは、教育実習の単位を与えない。

- 2 納入された教育実習費は、特段の事由のない限り返還しない。

(介護等の体験)

第12条 中学校教諭一種免許状の取得を希望する者は、介護等の体験として、特別支援学校又は法令で定められた施設における実習に7日以上参加しなければならない。

- 2 前項に定める介護等の体験を行おうとする者は、本学所定の説明会に出席しなければならない。

(科目等履修生への適用)

第13条 この要項は、科目等履修生にも適用する。

附 則

- 1 この要項は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成16年度以前の入学生にも適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行し、平成23年度以前の入学生にも適用する。

附 則

- 1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第8条第3項の規定は、平成25年3月31日に在学していた者にはこれを適用しない。

附 則

この要項は、平成25年7月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和6年3月31日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

附 則

1 この要項は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年3月31日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

附 則

1 この要項は、令和8年4月1日から施行する。

2 令和8年3月31日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

別表第1 学部共通

中一種免（保体、国語、英語、社会）、高一種免（保体、国語、英語、地歴、公民）

「教育の基礎的理解に関する科目等」（第8条第2項関係）

法令に定める科目並びに最低修得単位数		左記科目に含める ことが必要な事項	本学において開講する 授業科目並びに単位数		必要 単位数	備考
教育の基礎的理解に関する科目	10	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	中12 高12	必修
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	2		必修
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育行政概論	2		必修
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育・学校心理学 発達心理学	2 2		} 1科目選択必修
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	2		
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2		必修
生徒指導、総合的な学習の時間等の指導法及び	中10 高8	道徳の理論及び指導法	道徳教育の指導法Ⅰ 道徳教育の指導法Ⅱ	2 2	中18 高14	中一種免必修 中一種免必修
		総合的な学習（探究）の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	2		必修
		特別活動の指導法	特別活動論	2		必修
		教育の方法及び技術	教育の方法と技術	2		必修
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	2		必修
		生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論と方法	2		必修
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	学校臨床と教育相談	2		必修
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導の理論と方法	2		必修
教育実践に関する科目	中5 高3	教育実習	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ 教育実習Ⅲ	1 2 2	中5 高3	必修 必修 中一種免必修
	2	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2		2

【修得すべき授業科目及び単位数】

- 1 法令に定める「教育の基礎的理解に関する科目等」として、備考欄に指定する必修科目を含めて中一種免は3.7単位以上、高一種免は3.1単位以上を修得しなければならない。
- 2 「教育の基礎的理解に関する科目等」として、本学が指定する必修科目の単位数は、法令に定める最低修得単位数（中一種免2.7単位、高一種免2.3単位）を上回る。
- 3 「道德教育の指導法Ⅰ」「道德教育の指導法Ⅱ」及び「教育実習Ⅲ」については、中一種免資格取得者は必修とする。ただし、高一種免資格取得者も、「道德教育の指導法Ⅰ」を履修することが望ましい。
- 4 中一種免の取得を希望する学生は、第3条第2項に定める介護等の体験のために、次の表に記載された施設等での実習に参加することを必修とする。

介護等体験	特別支援学校、 法令で定められた施設	7日以上	中一種免のみ
-------	-----------------------	------	--------

別表第2 人間関係学部 養教一種免

養護教諭免許課程の「教育の基礎的理解に関する科目等」(第8条第3項関係)

法令に定める科目並びに最低修得単位数	左記科目に含めることが必要な事項	本学において開講する授業科目並びに単位数	必要単位数	備考	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	1 2	必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論	2		必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育行政概論	2		必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育・学校心理学 発達心理学	2 2		} 1科目選択必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	2		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2		必修
生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	道徳教育の指導法 I	2	1 4	必修
		総合的な学習の時間の指導法	2		必修
		特別活動論	2		必修
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法と技術	2		必修
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	2		必修
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論と方法	2		必修
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	学校臨床と教育相談	2		必修
教育実践に関する科目	5	養護実習	1 4	5	必修 必修
	2	教職実践演習	教職実践演習(養護教諭)	2	2

【修得すべき授業科目及び単位数】

- 法令に定める「教育の基礎的理解に関する科目等」として、備考欄に指定する必修科目を含めて33単位以上を修得しなければならない。
- 本学が指定する必修科目の単位数(33単位)は、法令に定める最低修得単位数(21単位)を上回る。

別表第3 人間関係学部 中一種免・高一種免（保体）

「教科及び教科の指導法に関する科目」（第8条第4項関係）

法令に定める科目並びに 最低修得単位数		本学において開講する 授業科目並びに単位数	備考
体育実技	20	体育実技Ⅰ 体育実技Ⅱ 体育実技Ⅲ 体育実技Ⅳ	1 必修 1 必修 1 必修 1 必修
「体育原理、体育心理学、 体育経営管理学、体育社会 学、体育史」・運動学（運 動方法学を含む。）		スポーツ心理学 運動方法学 スポーツ社会学	2 必修 2 必修 2 必修
生理学（運動生理学を含 む。）		運動生理学 人体の構造と機能及び疾病	2 必修 2 必修
衛生学・公衆衛生学		衛生学 公衆衛生学	2 必修 2 必修
学校保健（小児保健、精神 保健、学校安全及び救急処 置を含む。）		学校保健Ⅱ 精神保健Ⅰ 救急処置Ⅰ 救急処置Ⅱ	2 必修 2 必修 2 必修 1 必修
各教科の指導法（情報通信 技術の活用を含む。）	中8 高4	保健体育科教育法Ⅰ 保健体育科教育法Ⅱ 保健体育科教育法Ⅲ 保健体育科教育法Ⅳ	2 必修 2 必修 2 必修 2 必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

- 1 「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、33単位を修得しなければならない。
- 2 必修科目及び選択必修科目は、3年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。

別表第4 人間関係学部 中一種免・高一種免（国語）

「教科及び教科の指導法に関する科目」（第8条第4項関係）

法令に定める科目並びに最低修得単位数		本学において開講する授業科目並びに単位数	備考
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）		日本語の音声	2 必修
		日本語の文法	2 必修
		日本語の表現	2 必修
		日本語学概論	2 必修
		日本語学演習	2
国文学（国文学史を含む。）	20	社会言語学	2
		日本文学史Ⅰ	2 必修
		日本文学史Ⅱ	2 必修
		古代文学演習Ⅰ	2
		古代文学演習Ⅱ	2
		中世文学演習Ⅰ	2
		中世文学演習Ⅱ	2
		近世文学演習Ⅰ	2
		近世文学演習Ⅱ	2
		近代文学演習Ⅰ	2
		近代文学演習Ⅱ	2
		古代文学特講	2
		中世文学特講	2
		近世文学特講	2
		近代文学特講Ⅰ	2
近代文学特講Ⅱ	2		
漢文学		中国文学概論Ⅰ	2 必修
		中国文学概論Ⅱ	2
		中国文学演習（詩）	2 } 1科目選択必修
		中国文学演習（散文）	2
書道（書写を中心とする。） （注2）		書道（書写）（注1）	2 中一種免必修
		書道史	2
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中8 高4	国語科教育法Ⅰ	2 必修
		国語科教育法Ⅱ	2 必修
		国語科教育法Ⅲ	2 必修
		国語科教育法Ⅳ	2 必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

- 「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、28単位以上を修得しなければならない。
- 必修科目及び選択必修科目は、3年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。
注1 「書道（書写）」は、中一種免は必修。
注2 「書道（書写を中心とする。）」は、高一種免の単位にはならないので高一種免のみを取得する場合は注意すること。

別表第5 人間関係学部 中一種免・高一種免（英語）

「教科及び教科の指導法に関する科目」（第8条第4項関係）

法令に定める科目並びに 最低修得単位数		本学において開講する 授業科目並びに単位数	備考	
英語学		英語の音声	2	必修
		英語の文法Ⅰ	2	必修
		英語の文法Ⅱ	2	
		英語学概論	2	
		英語の歴史	2	必修
		英語学演習	2	
		英語教育演習	2	
英語文学		英語文学概論Ⅰ	2	必修
		英語文学概論Ⅱ	2	必修
		英語文学演習Ⅰ	2	
		英語文学演習Ⅱ	2	
		英語文学演習Ⅲ	2	
		英語文学演習Ⅳ	2	
英語コミュニケーション	20	スピーキング・スキルズⅠ	2	必修
		スピーキング・スキルズⅡ	2	
		リスニング・スキルズⅠ	2	必修
		リスニング・スキルズⅡ	2	
		リーディング・スキルズⅠ	2	必修
		リーディング・スキルズⅡ	2	
		ライティング・スキルズⅠ	2	必修
		ライティング・スキルズⅡ	2	
		カレント・イングリッシュ	2	
		パブリック・スピーキング・スキルズ	2	
		オーラル・インタプリテーション	2	
異文化理解		英語圏の文化	2	必修
		海外語学研修（英語）	4	
		比較文化論	2	
各教科の指導法（情報通信 技術の活用を含む。）	中8 高4	英語科教育法Ⅰ	2	必修
		英語科教育法Ⅱ	2	必修
		英語科教育法Ⅲ	2	中一種免必修
		英語科教育法Ⅳ	2	中一種免必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

- 「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、中一種免は28単位以上、高一種免は24単位以上を修得しなければならない。
- 必修科目及び選択必修科目は、3年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。

別表第6 人間関係学部 中一種免(社会)

「教科及び教科の指導法に関する科目」(第8条第4項関係)

法令に定める科目並びに最低修得単位数	本学において開講する授業科目並びに単位数		備考	
日本史・外国史	日本史概論	2	必修 必修	
	外国史概論	2		
	日本史特講Ⅰ	2		
	東洋史特講	2		
	西洋史特講Ⅰ	2		
地理学(地誌を含む。)	20	地理学概論Ⅰ	2	} 1科目選択必修
		地理学概論Ⅱ	2	
		地誌学Ⅰ	2	
		地誌学Ⅱ	2	
		地誌学演習Ⅰ	2	
		地誌学演習Ⅱ	2	
「法律学、政治学」		法学概論	2	} 1科目選択必修
		政治学概論	2	
		人権論	2	
		政治史	2	
「社会学、経済学」		社会学概論	2	} 1科目選択必修
		経済学Ⅱ	2	
「哲学、倫理学、宗教学」		倫理学概論	2	} 1科目選択必修
		哲学概論	2	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	8	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	必修
		社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2	必修
		社会科・公民科教育法Ⅰ	2	必修
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2	必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

- 1 「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、28単位以上を修得しなければならない。
- 2 必修科目及び選択必修科目は、3年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。

別表第7 人間関係学部 高一種免（地歴）

「教科及び教科の指導法に関する科目」（第8条第4項関係）

法令に定める科目並びに最低修得単位数		本学において開講する授業科目並びに単位数	備考	
日本史	20	日本史概論	2	必修
		日本史特講Ⅰ	2	
		日本史特講Ⅱ	2	
		社会史Ⅰ	2	
		社会史Ⅱ	2	
		考古学概論	2	
		民俗学概論	2	
		歴史学演習Ⅰ	2	
		歴史学演習Ⅲ	2	
外国史	20	外国史概論	2	必修
		日中文化交流史	2	
		文化史	2	
		東洋史特講	2	
		西洋史特講Ⅰ	2	
		西洋史特講Ⅱ	2	
		歴史学演習Ⅱ	2	
		歴史学演習Ⅳ	2	
人文地理学・自然地理学	20	人間と自然環境	2	必修 必修
		地理学概論Ⅰ	2	
		地理学概論Ⅱ	2	
		都市と自然環境	2	
地誌	20	地誌学Ⅰ	2	} 1科目選択必修
		地誌学Ⅱ	2	
		地誌学演習Ⅰ	2	
		地誌学演習Ⅱ	2	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	必修
		社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2	必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

- 1 「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、24単位以上を修得しなければならない。
- 2 必修科目及び選択必修科目は、3年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。

別表第9 法学部 高一種免（公民）

「教科及び教科の指導法に関する科目」（第8条第4項関係）

法令に定める科目並びに 最低修得単位数		本学において開講する 授業科目並びに単位数		備 考
「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	20	法学入門Ⅰ	2	必修
		政治学概論	2	
		憲法Ⅰ	2	
		憲法Ⅱ	2	
		民法総則Ⅰ	2	
		民法総則Ⅱ	2	
		物権法Ⅰ	2	
		物権法Ⅱ	2	
		債権法総論Ⅰ	2	
		債権法総論Ⅱ	2	
		債権法各論Ⅰ	2	
		債権法各論Ⅱ	2	
		家族法Ⅰ	2	
		家族法Ⅱ	2	
		会社法Ⅰ	2	
		会社法Ⅱ	2	
		刑法総論Ⅰ	2	
		刑法総論Ⅱ	2	
		刑法各論Ⅰ	2	
		刑法各論Ⅱ	2	
国際私法	2			
政治理論	2			
政治史	2			
行政学	2			
国際関係論	2			
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」		社会学概論	2	必修
		経済学Ⅱ	2	必修
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		倫理学概論	2	} 1科目選択必修
		哲学概論	2	
		法哲学	2	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」	4	社会科・公民科教育法Ⅰ	2	必修
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2	必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

- 「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、24単位以上を修得しなければならない。
- 必修科目及び選択必修科目は、3年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。

別表第10 人間関係学部 養教一種免

「養護に関する科目」(第8条第5項関係)

法令に定める科目並びに最低修得単位数		本学において開講する授業科目並びに単位数		備考
衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)	4	衛生学 公衆衛生学	2 2	必修 必修
学校保健	2	学校保健 I	2	必修
養護概説	2	養護概説	2	必修
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	健康相談活動	2	必修
栄養学(食品学を含む。)	2	栄養学	2	必修
解剖学・生理学	2	解剖生理学 I 解剖生理学 II	2 2	必修 必修
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	微生物学 薬理概論	2 2	必修 必修
精神保健	2	精神保健 I	2	必修
看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10	看護学 I 看護学 II 看護実習 I 看護実習 II 臨床看護実習(学外) 臨床看護実習指導 救急処置 I 救急処置 II	2 2 1 1 1 1 2 1	必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

- 1 「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、33単位を修得しなければならない。
- 2 本学が指定する必修科目の単位数(33単位)は、法令に定める最低修得単位数(28単位)を上回る。
- 3 必修科目及び選択必修科目は、3年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。
- 4 本学においては、「臨床看護実習(学外)」を履修するには、「看護学 I」、「看護実習 I」及び「看護実習 II」の単位を修得又は修得見込みであり、かつ成績評価に基づくGPA値が原則として2.0以上でなければならない。

別表第1-1 人間関係学部、法学部 中一種免・高一種免 共通

「大学が独自に設定する科目」(第8条第6項関係)

法令に定める 最低修得単位数		本学において開講する 授業科目並びに単位数		備 考
大学が独自に設定する科目	中一種免 4単位 高一種免 12単位	学校インターンシップA	1	選択 選択
		学校インターンシップB	2	
		前記別表第1に掲げる 「教育の基礎的理解に関する科目等」又は別表第3から別表第8に掲げる各「教科及び教科の指導法に関する科目」		「教育の基礎的理解に関する科目等」(別表第1)、「教科及び教科の指導法に関する科目」(別表第3～第8)に掲げる最低修得単位数を超えて履修した科目又は本表選択科目により、中一種免は併せて4単位以上、高一種免は併せて12単位以上を修得

別表第1-2 人間関係学部 養教一種免

「大学が独自に設定する科目」(第8条第7項関係)

法令に定める 最低修得単位数		本学において開講する 授業科目並びに単位数		備 考
大学が独自に設定する科目	養教一種免 7単位	精神保健Ⅱ	2	必修
		学校インターンシップA	1	選択
		学校インターンシップB	2	選択
		前記別表第2に掲げる 「教育の基礎的理解に関する科目等」又は別表第9に掲げる「養護に関する科目」		左記必修科目の他、「教育の基礎的理解に関する科目等」(別表第2)、「養護に関する科目」(別表第9)に掲げる最低修得単位数を超えて履修した科目又は本表選択科目により、5単位以上を修得

別表第13 人間関係学部、法学部 中一種免・高一種免・養教一種免 共通

「教育職員免許法施行規則第66条の6に指定する科目」(第8条第8項関係)

免許法施行規則に指定する科目及び単位数		本学において開講する授業科目並びに単位数		備考
日本国憲法	2	日本国憲法 憲法Ⅰ 憲法Ⅱ	2 2 2	注記参照
体 育	2	スポーツと現代社会 スポーツ&エクササイズ	2 1	必修 必修
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ 英語Ⅱ ドイツ語Ⅰ ドイツ語Ⅱ フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ 中国語Ⅰ 中国語Ⅱ 韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	いずれかの 外国語(Ⅰ・Ⅱ) 2科目(4単位) 選択必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報技術演習	2	必修

【履修上の注意】

- 1 日本国憲法は、「日本国憲法」(2単位)又は「憲法Ⅰ」・「憲法Ⅱ」(4単位)のいずれかを選択必修。
- 2 外国語コミュニケーションは、「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」(4単位)、「ドイツ語Ⅰ」・「ドイツ語Ⅱ」(4単位)、「フランス語Ⅰ」・「フランス語Ⅱ」(4単位)、「中国語Ⅰ」・「中国語Ⅱ」(4単位)、「韓国語Ⅰ」・「韓国語Ⅱ」(4単位)のいずれかを履修すること。
- 3 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、障害の程度が1級から6級までの身体障害者手帳を有する者の「体育」は、「スポーツ&エクササイズ」(1単位)の履修を免除する。

別紙 第10条第2項関係

教育実習受講資格

教育実習を受講しようとする者は、次に掲げる条件のすべてを充たした者でなければならない。

- (1) 教職エントリー制度に登録していること。
- (2) 教育実習のための健康診断において「適」と判断されていること。
- (3) 教育実習のための事前指導をすべて受けていること。
- (4) 実習を行う前年度3月の「教育実習受講資格判定会議」で行われる合否判定で、次の基準に基づき合格と判定されていること。
 - ア 教員としての資質に問題がないこと（必要があれば面談を行い決定する。）
 - イ 成績評価に基づくGPA値が原則として2.0以上であること。
 - ウ 標準修得単位数93単位以上、並びに選択必修の単位（A又はB）を原則としてすべて修得していること。

A. 教職課程科目「教育の基礎的理解に関する科目等（中・高）」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」

	授業科目	単位数	中学校	高等学校				
				保体	国語	英語	地歴	公民
教育の基礎的理解に関する科目等（中・高）	教育原理	2	2	2	2	2	2	2
	教職概論	2	2	2	2	2	2	2
	教育行政概論	2	2	2	2	2	2	2
	教育・学校心理学 発達心理学	2 2	2	2	2	2	2	2
	特別支援教育概論	2	2	2	2	2	2	2
	教育課程論	2	2	2	2	2	2	2
	道徳教育の指導法Ⅰ 道徳教育の指導法Ⅱ	2 2	2 2					
	総合的な学習の時間の指導法	2	2	2	2	2	2	2
	特別活動論	2	2	2	2	2	2	2
	教育の方法と技術	2	2	2	2	2	2	2
	情報通信技術を活用した 教育の理論及び方法	2	2	2	2	2	2	2
	生徒指導の理論と方法 学校臨床と教育相談 進路指導の理論と方法	2 2 2	2	2	2	2	2	2
教科及び教科の指導法に関する科目	選択した教科の指導法Ⅰ	2	2	2	2	2	2	2
	選択した教科の指導法Ⅱ	2	2	2	2	2	2	2
	選択した教科の指導法Ⅲ	2	2	2	2			
	選択した教科の指導法Ⅳ	2	2	2	2			
			34	30	30	26	26	26

※「選択した教科の指導法Ⅰ」「選択した教科の指導法Ⅱ」「選択した教科の指導法Ⅲ」「選択した教科の指導法Ⅳ」とは、取得する免許教科に対応した教科の指導法である。

※中一種免（社会）の「選択した教科の指導法」は、「社会科・地理歴史科教育法Ⅰ」「社会科・地理歴史科教育法Ⅱ」「社会科・公民科教育法Ⅰ」「社会科・公民科教育法Ⅱ」をもって、「選択した教科の指導法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」とする。

※2つ以上の免許を取得する場合、それぞれの教科の指導法を修得すること。

B. 教職課程科目「教育の基礎的理解に関する科目等（養護）」

授 業 科 目	単位数	必・選
教育原理	2	必修
教職概論	2	必修
教育行政概論	2	必修
教育・学校心理学 発達心理学	2 2	} 1科目選択必修
特別支援教育概論	2	
教育課程論	2	必修
道德教育の指導法Ⅰ	2	必修
総合的な学習の時間の指導法	2	必修
特別活動論	2	必修
教育の方法と技術	2	必修
情報通信技術を活用した教育の 理論及び方法	2	必修
生徒指導の理論と方法	2	必修
学校臨床と教育相談	2	必修
計	26	